

第2期

川辺町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
川 辺 町

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 2 |
| 2 計画策定の趣旨 | 3 |
| 3 計画の位置付け | 4 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 5 計画の策定体制 | 5 |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 | 6 |
| 1 川辺町の状況 | 7 |
| 2 アンケート調査結果からみえる現状 | 19 |
| 3 第2期計画策定に向けた課題 | 31 |
| 第3章 計画の基本理念、基本目標 | 35 |
| 1 基本理念 | 36 |
| 2 基本的な視点 | 37 |
| 3 基本目標 | 38 |
| 4 施策の体系 | 39 |
| 第4章 施策の展開 | 40 |
| 基本目標1 子どもがのびのび育つまちづくり | 41 |
| 基本目標2 子どもを楽しく育てるまちづくり | 46 |
| 基本目標3 子どもを地域で育てるまちづくり | 50 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策 | 54 |
| 1 教育・保育提供区域の設定 | 55 |
| 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 | 56 |
| 3 人口の見込み | 59 |
| 4 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育 | 60 |
| 5 地域子ども・子育て支援事業 | 63 |
| 第6章 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の推進方策 | 75 |
| 1 教育・保育の一体的提供及び推進 | 76 |
| 2 総合的な放課後対策の推進 | 78 |
| 第7章 計画の進行管理 | 79 |
| 1 計画の達成状況の点検及び評価 | 80 |
| 2 国・県等との連携 | 81 |
| 参考資料 | 82 |
| 1 川辺町子ども・子育て会議設置条例 | 83 |
| 2 川辺町子ども・子育て会議委員名簿 | 85 |
| 3 子ども・子育て会議の開催経過 | 86 |
| 4 用語解説 | 87 |



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを生み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築等、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、女性の就業率の上昇や、それに伴う保育の利用申込者数の増加等により、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和2年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本町においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『川辺町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

このような中、平成26年度に策定した川辺町第5次総合計画では、まちの将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現に向けて、3つの役割「効果的かつ創造的なまちづくりの指針となる」、「川辺町の特色づくり・プロモーションの方向を示す」、「地域力を高めて支え合い、みんなが行動することを喚起する」のもと、まちづくりの基本理念「滲ぎ出す」(町をプロモートする、活力を起こす)、「息を合わせる」(支え合う、協働で取り組む)、「軌跡を残す」(人材が住み続ける、文化を育む)を掲げました。

まちづくりの方針では「美しく安らぎのあるまちづくり」、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「みんなで学び合うまちづくり」、「快適に暮らすことができるまちづくり」、「新たな活力をおこすまちづくり」、「共に考え行動するまちづくり」を掲げ、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」においては、家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む、また妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える事を重点目標として取り組みを進めています。

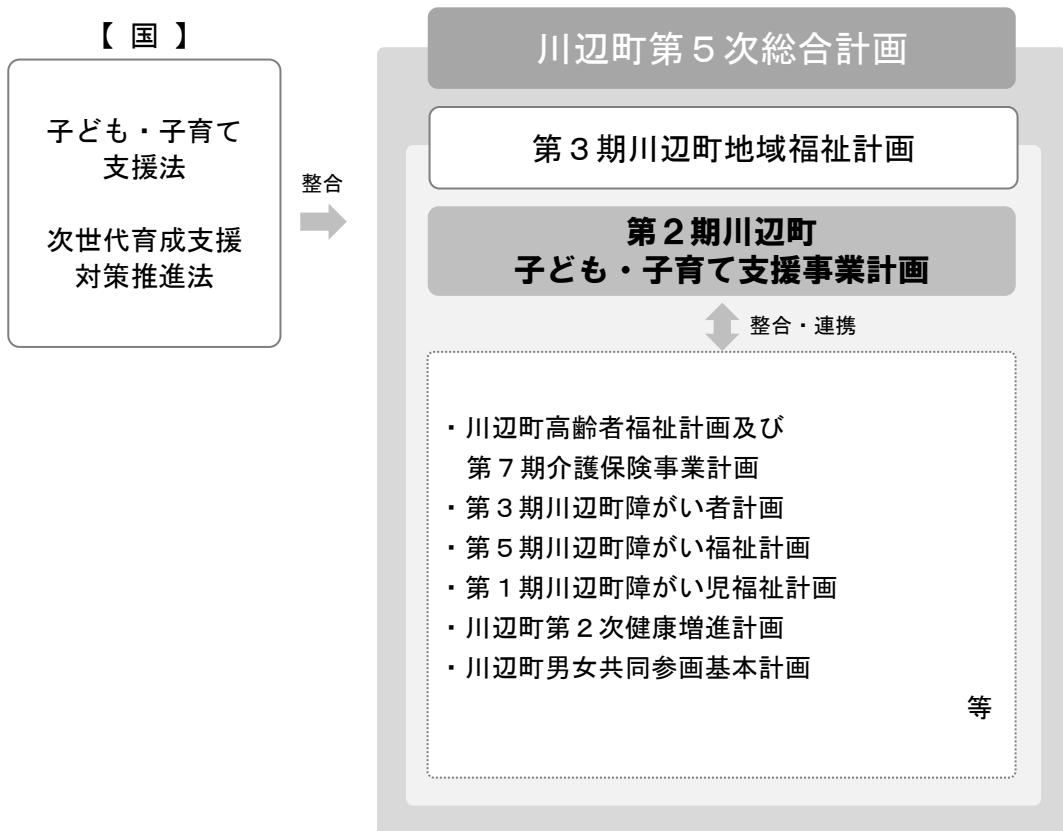
本町では、これまで子どもたちの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援等に取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目のない施策の一層の充実を図ってきました。

この度、『川辺町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していく、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、川辺町第5次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。



4 計画の期間

本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | |
| 第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画 | | | | |
| | | | | |

5 計画の策定体制

(1) 町民ニーズ調査の実施

本町では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、この事業計画に必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から366件、小学生児童（6～11歳児）の保護者から396件、合計762件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

令和元年8月26日から令和元年9月30日

③ 回収状況

| 調査対象 | 調査方法 | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-----------|------------|-----|-------|-------|
| 就学前児童の保護者 | 郵送による配布・回収 | 366 | 223 | 60.9% |
| 小学生児童の保護者 | 郵送による配布・回収 | 396 | 210 | 53.0% |

(2) 子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月28日～2月21日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



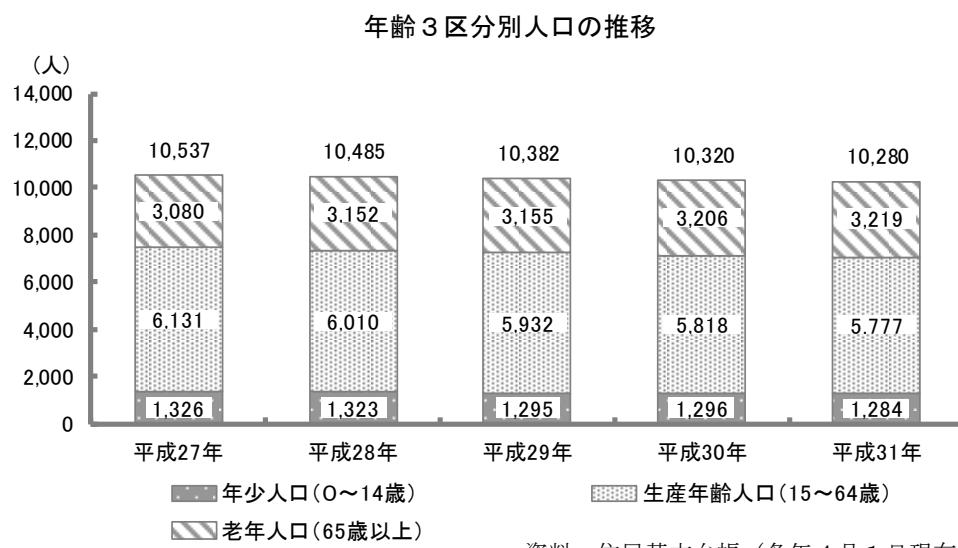
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 川辺町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

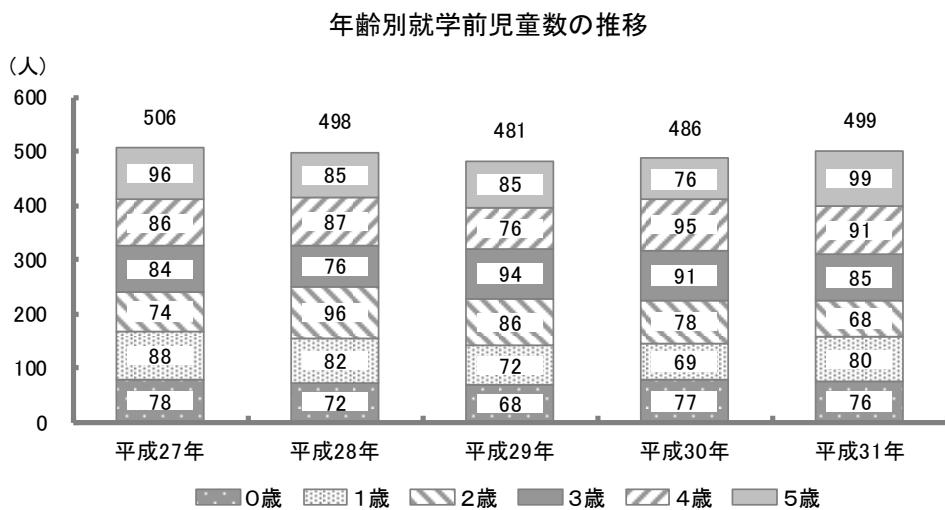
本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で10,280人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向となっているのに対し、老人人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

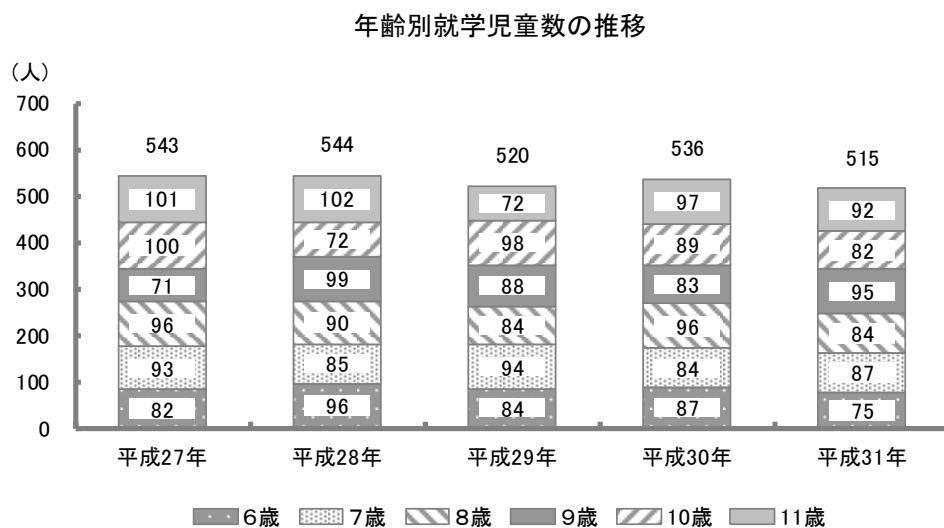
本町の0歳から5歳の子ども人口は平成27年から平成29年にかけて減少し、その後増加しており、平成31年4月現在で499人となっています。特に他の年齢に比べ、1歳、2歳で減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は増減を繰り返しており、平成31年4月現在で515人となっています。特に他の年齢に比べ、10歳の減少率が高くなっています。

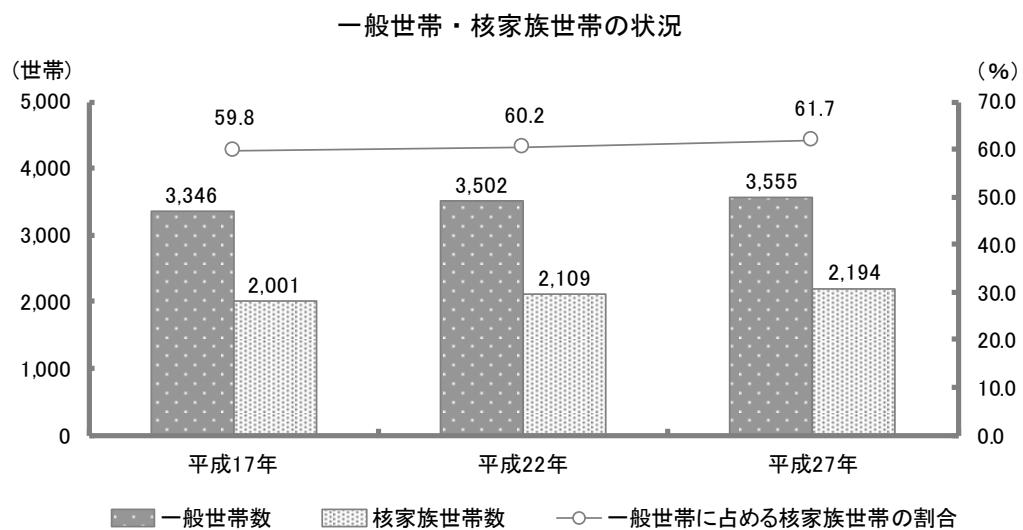


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

（2）世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

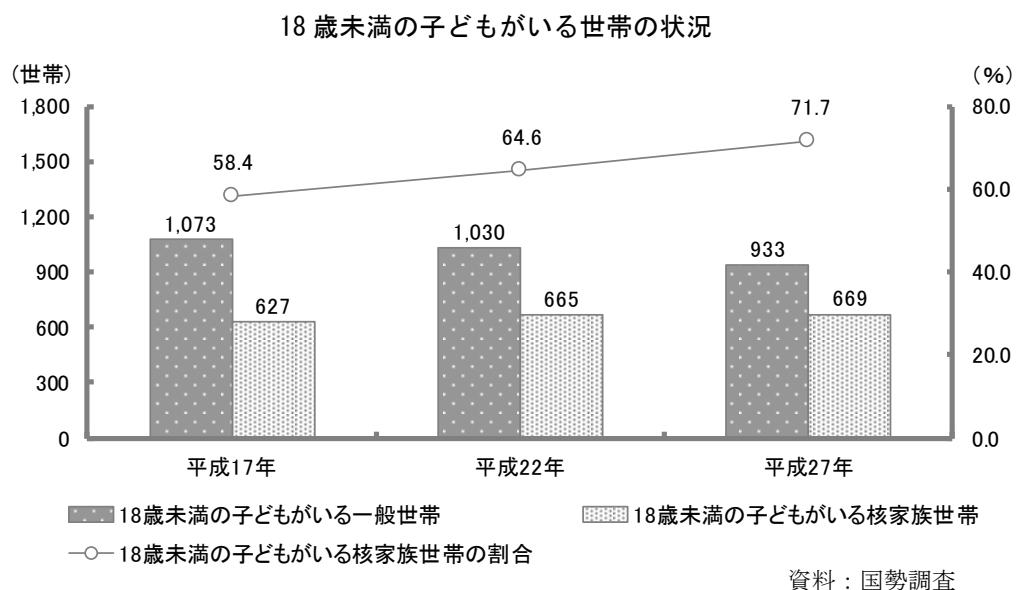
本町の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で2,194世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い増加傾向にあります。



資料：国勢調査

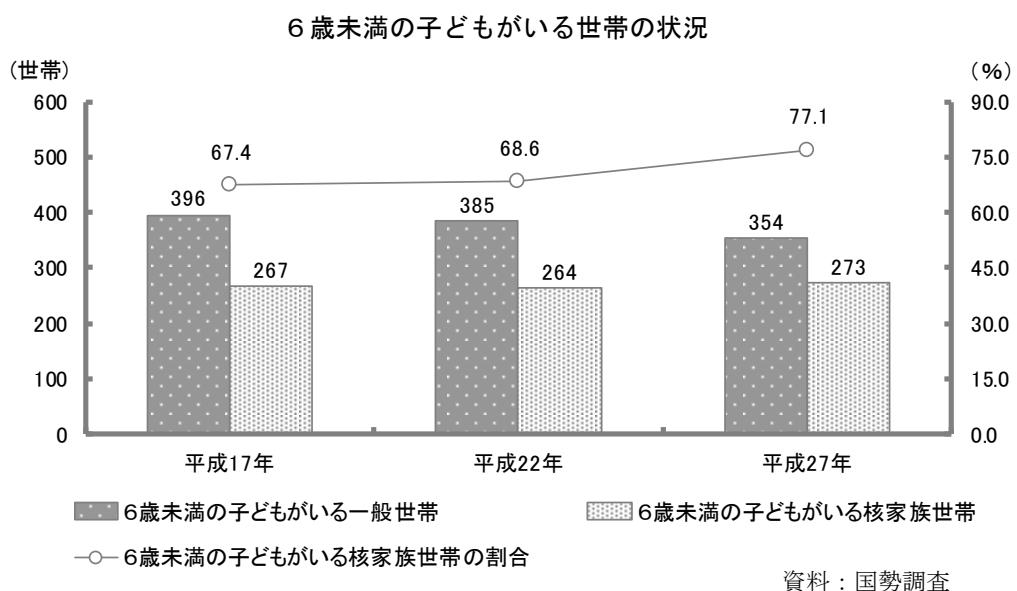
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で933世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



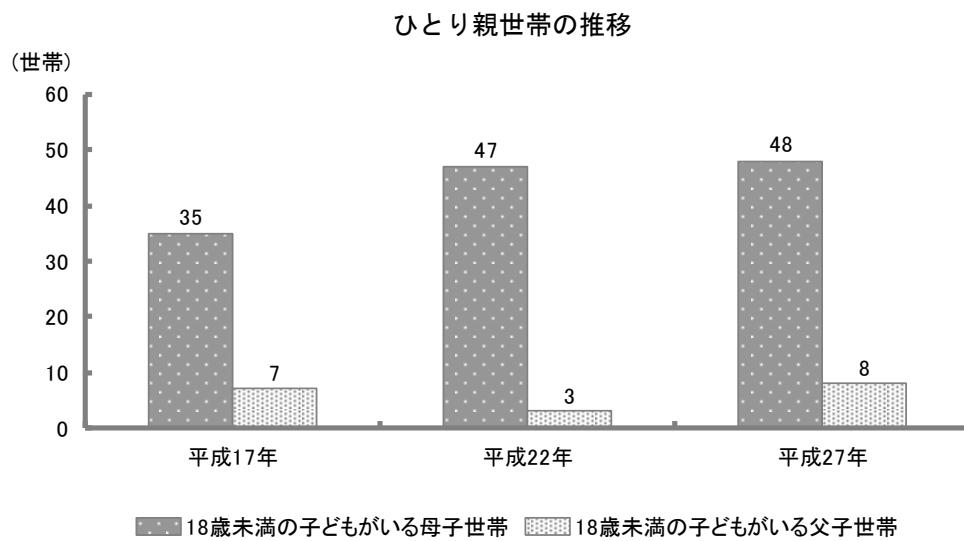
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で354世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で48世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加しています。

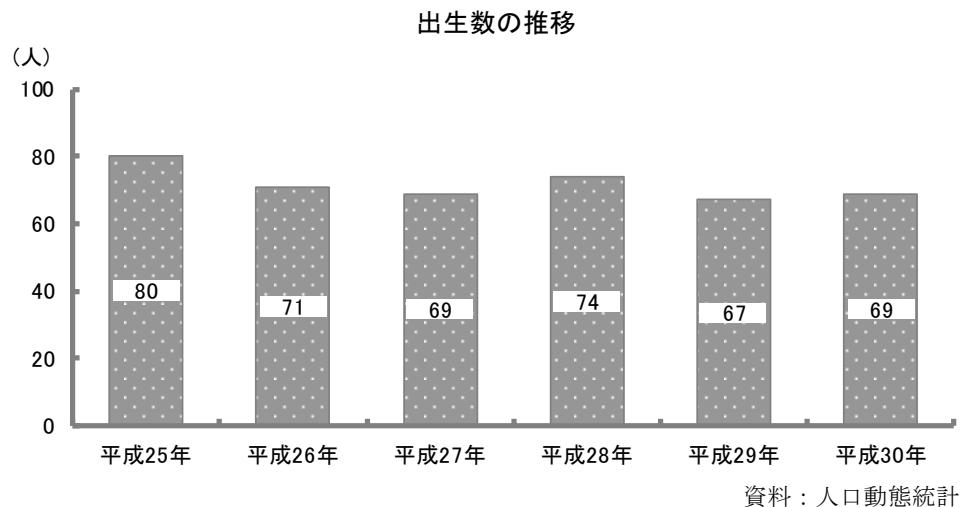


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

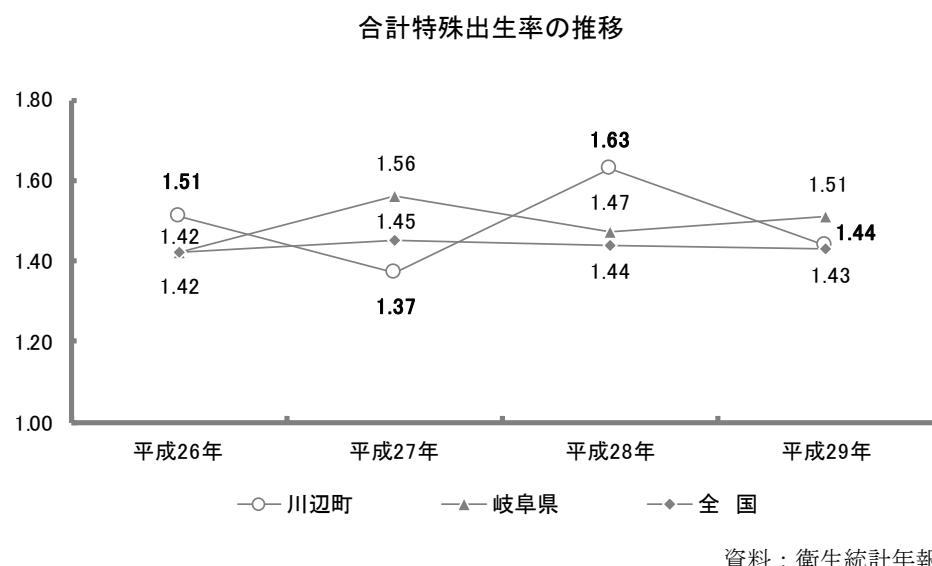
① 出生数の推移

本町の出生数は増減を繰り返しながらほぼ横ばい傾向で推移しており、平成30年で69人となっています。



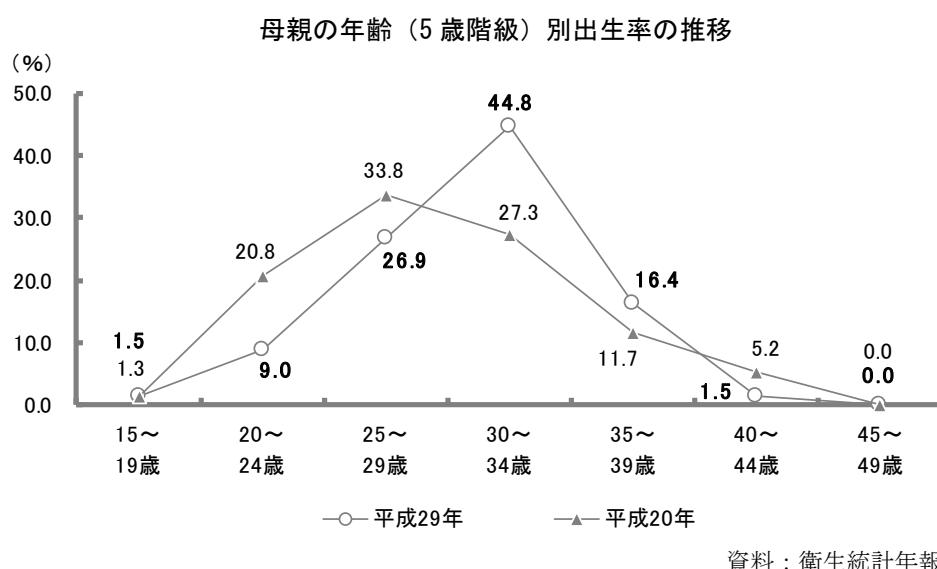
② 合計特殊出生率の推移

15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本町の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.44となっています。



③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

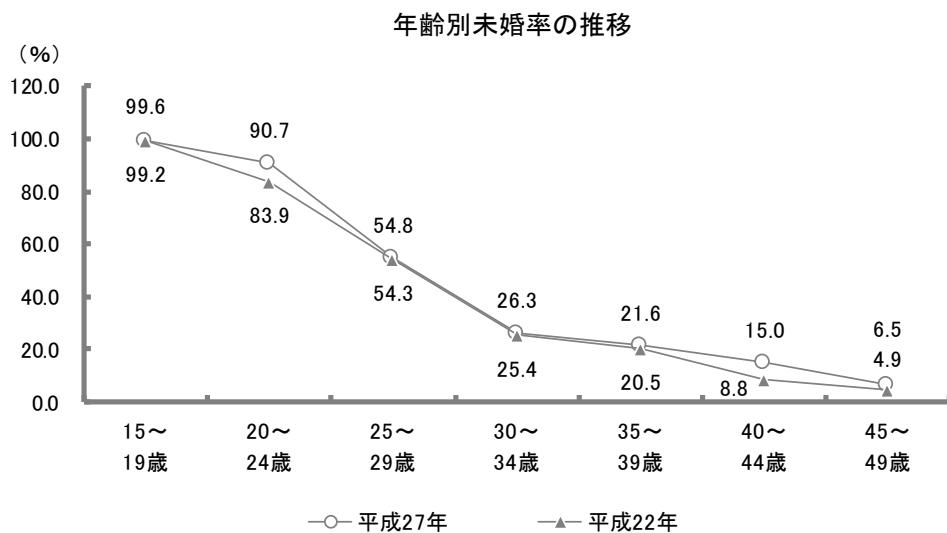
本町の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20~29歳の割合が減少しているのに対し、30~39歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。



(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

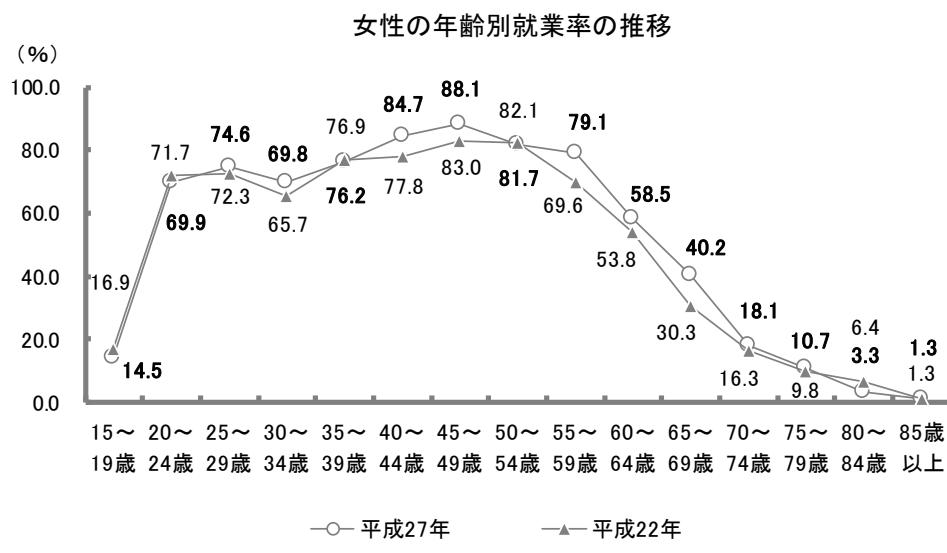


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

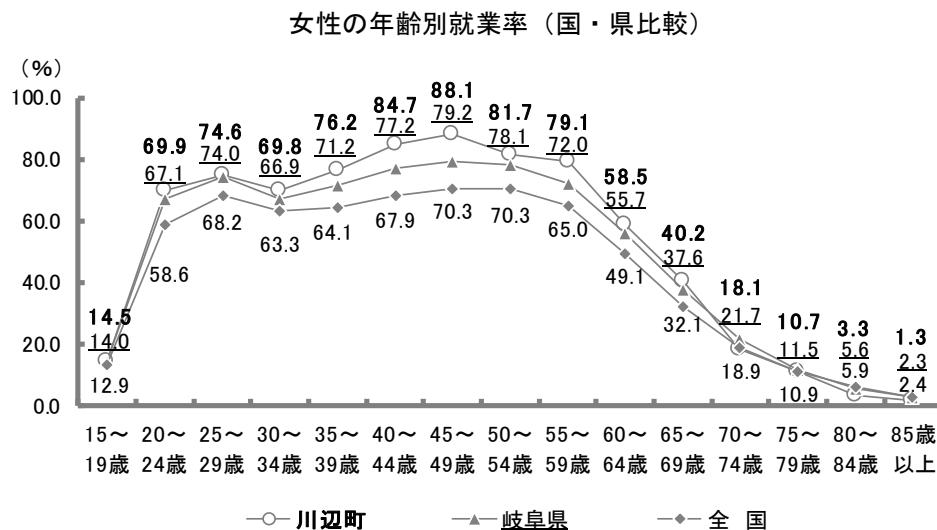
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～34歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

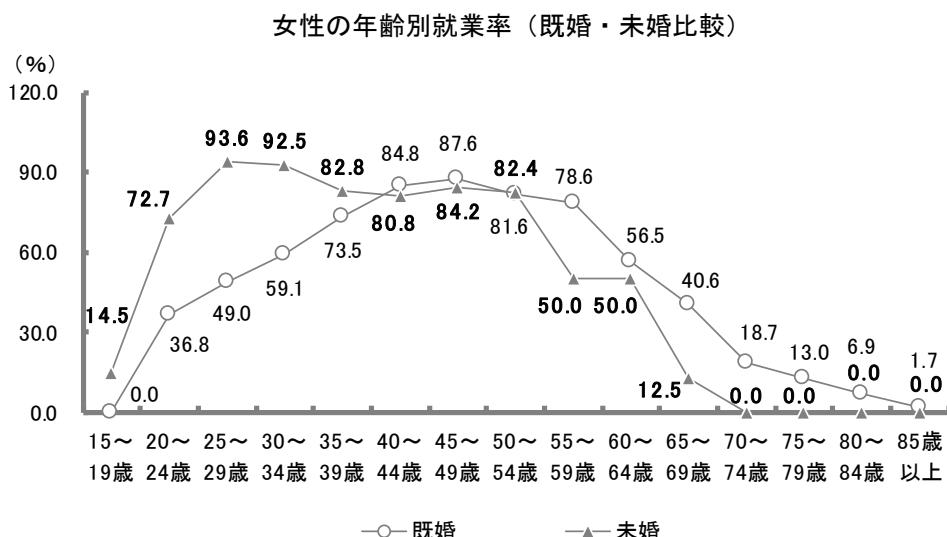
本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、15～69歳で高くなっていますが、70歳以降では全国、岐阜県よりも低くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

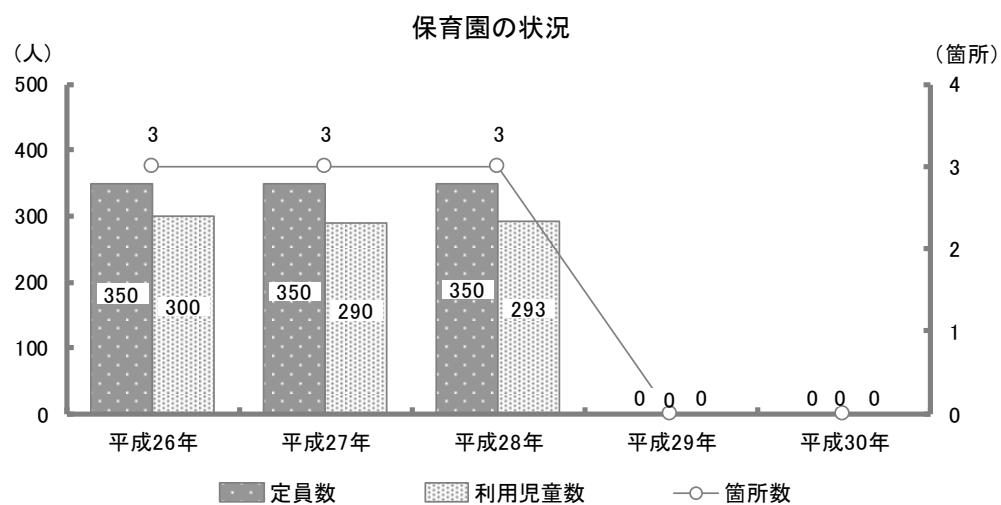


資料：国勢調査（平成 27 年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 保育園の状況

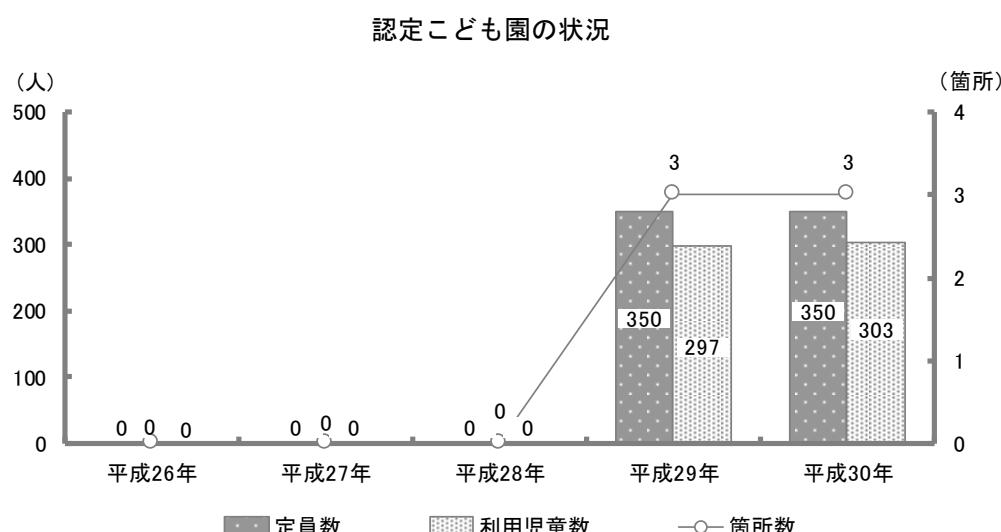
本町の保育園の状況をみると、平成26年から平成28年における定員数・利用児童数・箇所数には大きな変化はみられず、平成29年からは、3園ともに認定こども園へ移行しました。



資料：教育委員会提供

② 認定こども園の状況

本町の認定こども園の状況をみると、平成29年から保育園からの移行により、平成30年で定員数350人、3箇所での実施により、利用児童数303人となっています。



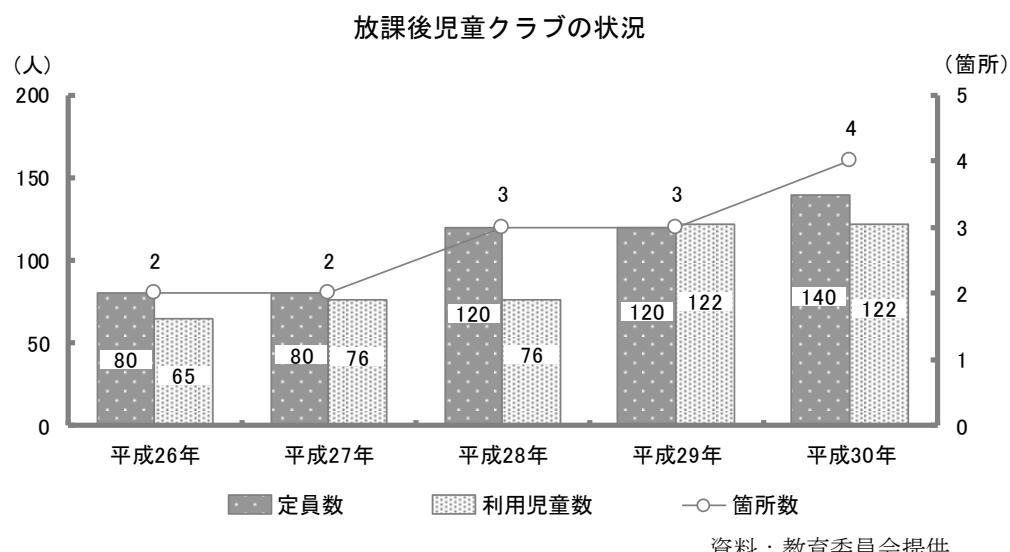
資料：教育委員会提供

(7) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数・利用児童数は増加傾向にあり、利用児童数は、平成30年で122人となっています。

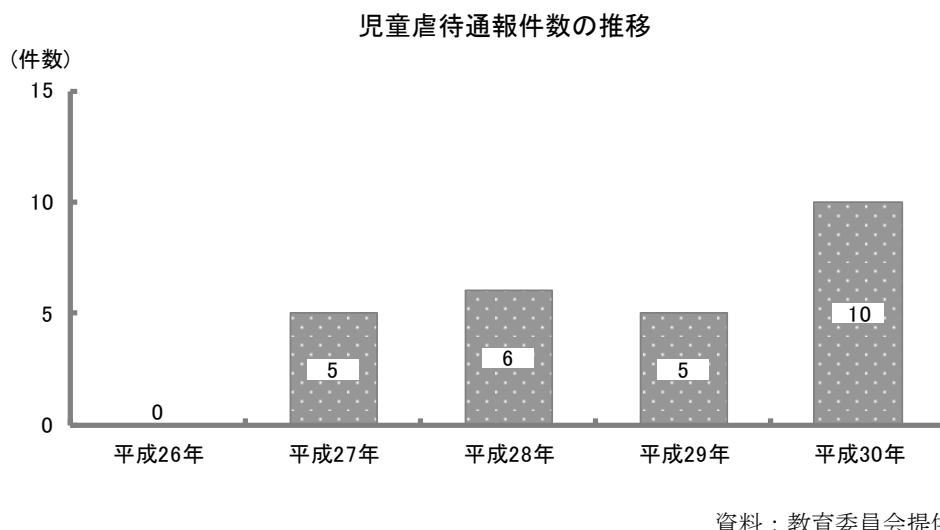
また同年には、全小学校区に放課後児童クラブを設置し4か所としました。



(8) その他の状況

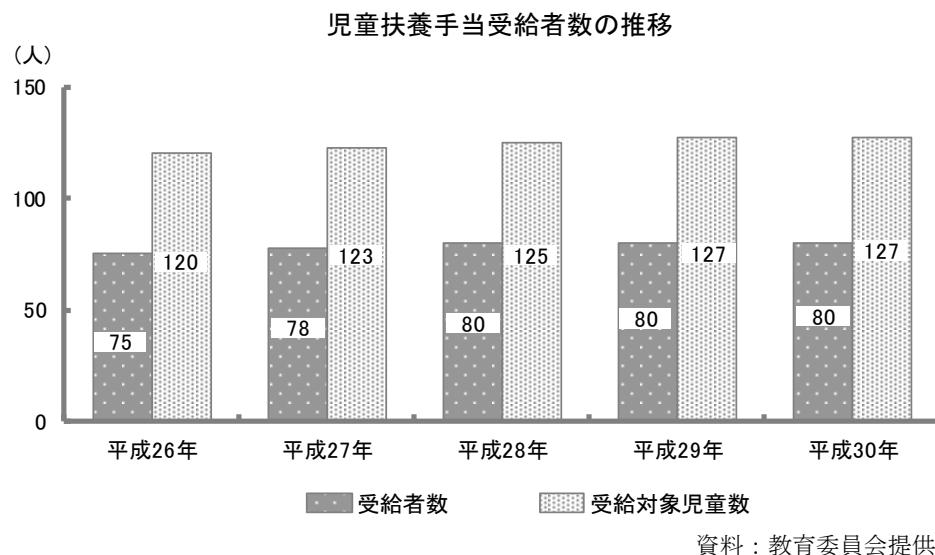
① 児童虐待通報件数の推移

本町の児童虐待通報件数は増加しており、平成30年で10人と過去4年間で約2倍になっています。



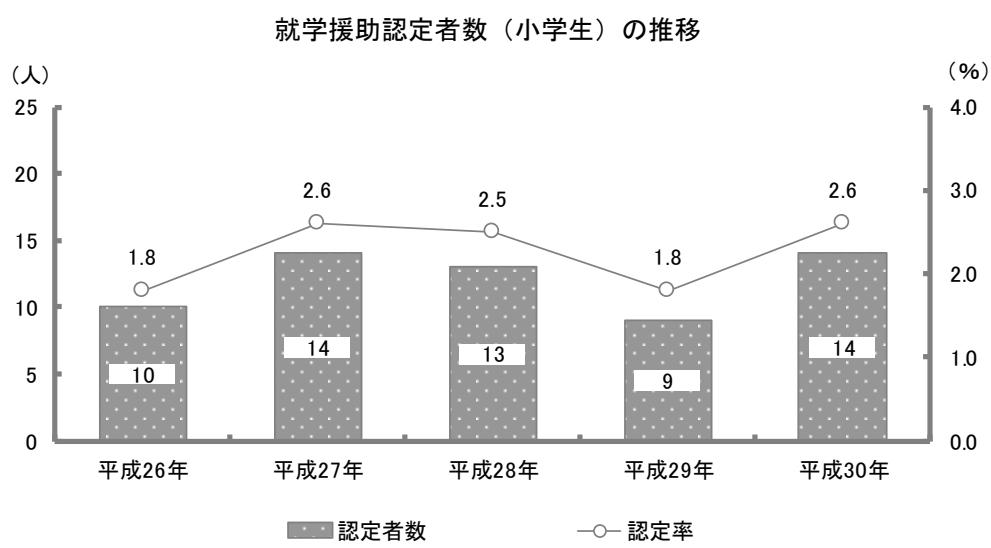
② 児童扶養手当受給者数の推移

本町の児童扶養手当受給者数、受給対象児童数は横ばい状態で、平成30年の受給者数は80人、受給対象児童数は127人となっています。



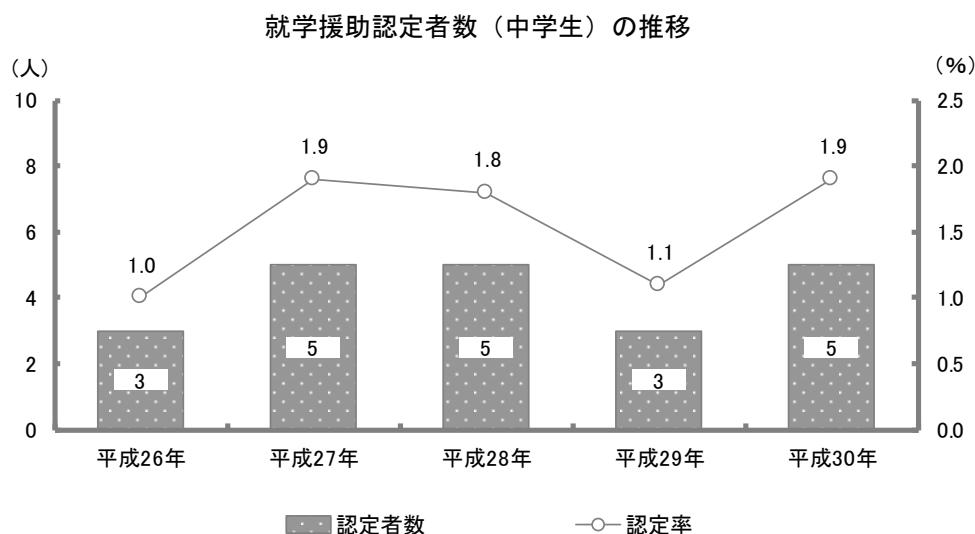
③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

本町の小学生における就学援助認定者数・認定率は増減を繰り返し、平成30年で認定者数が14人、認定率が2.6%となっています。



④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

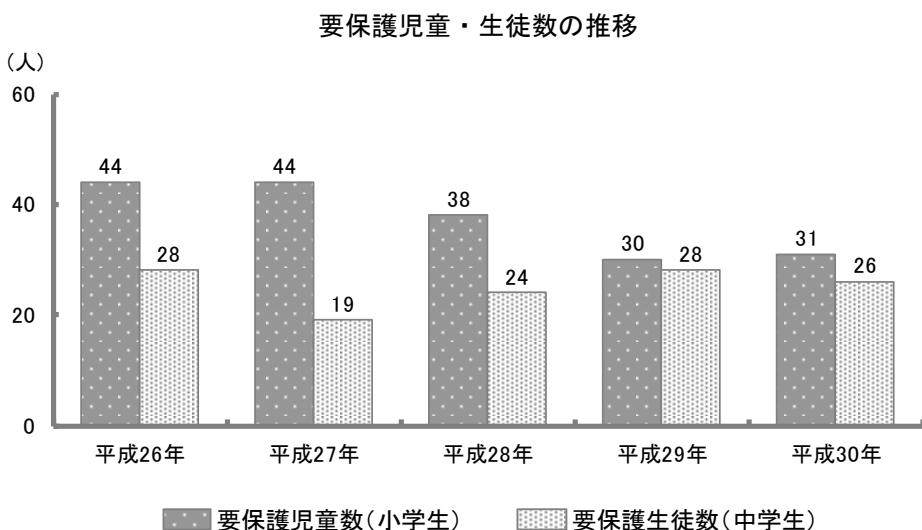
本町の中学生における就学援助認定者数・認定率は増減を繰り返し、平成30年の認定者数が5人、認定率が1.9%となっています。



資料：教育委員会提供

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

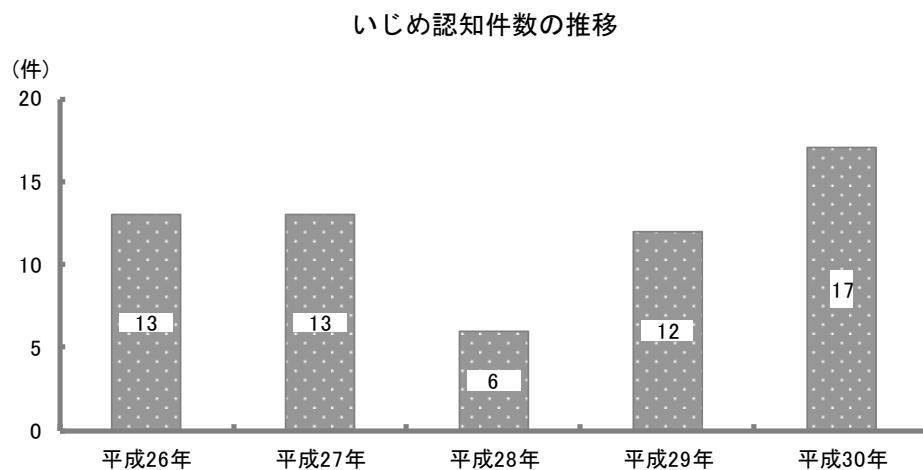
本町の要保護児童数（小学生）は減少傾向となっており、平成30年で31人となっていますが、要保護生徒数（中学生）はほぼ横ばい状態となっており、平成30年で26人となっています。



資料：教育委員会提供

⑥ いじめ認知件数の推移

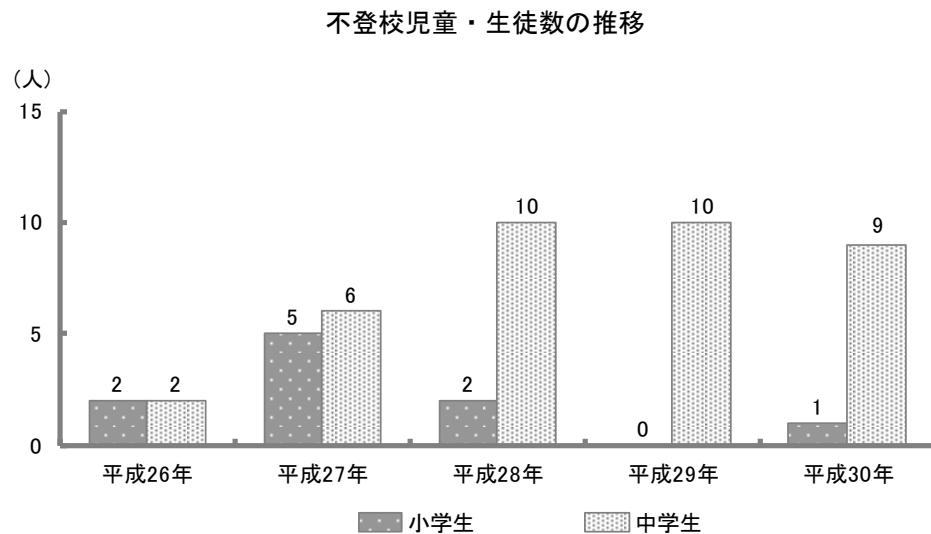
本町のいじめ認知件数は平成28年に6件と最も少くなっていますが、その後増加傾向にあり、平成30年で17件となっています。



資料：教育委員会提供

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本町の不登校児童（小学生）は減少傾向となっていますが、生徒数（中学生）は増加傾向にあり、平成30年で小学生が1人、中学生は9人となっています。



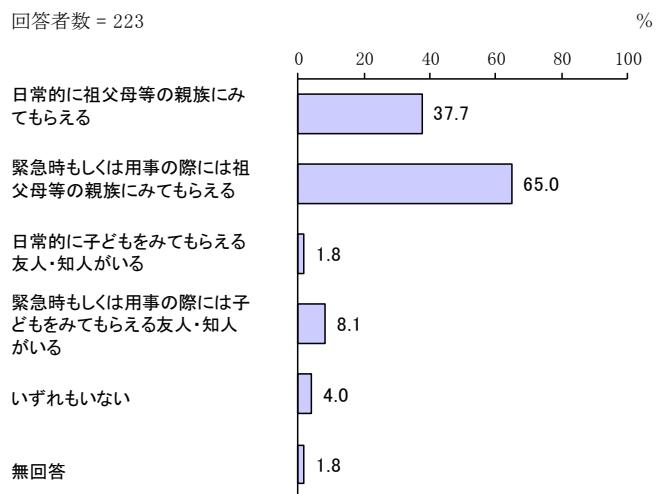
資料：教育委員会提供

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

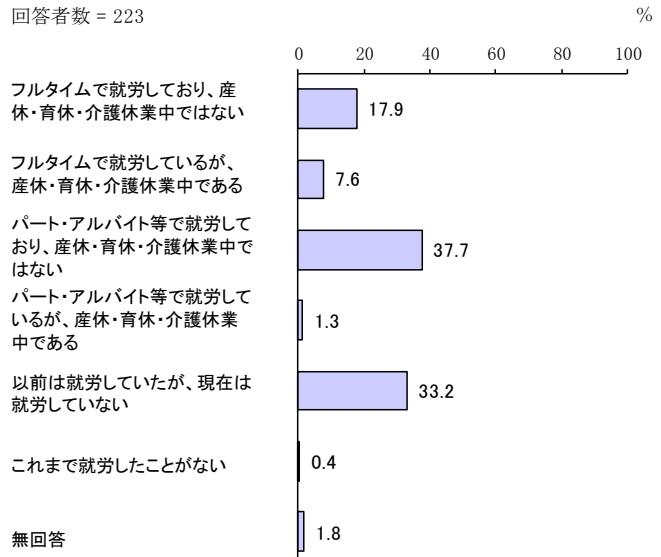
① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が65.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が37.7%となっています。



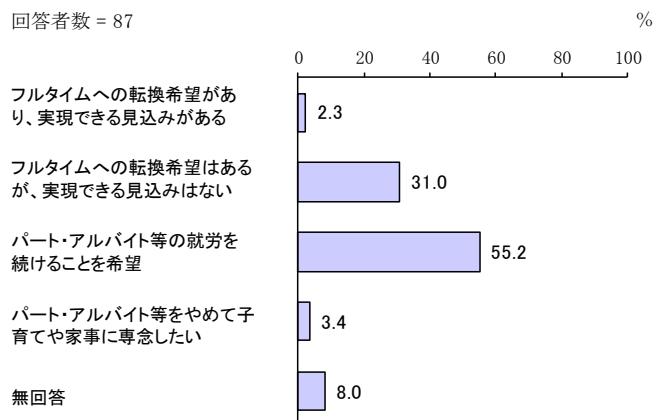
② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が37.7%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が33.2%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が17.9%となっています。



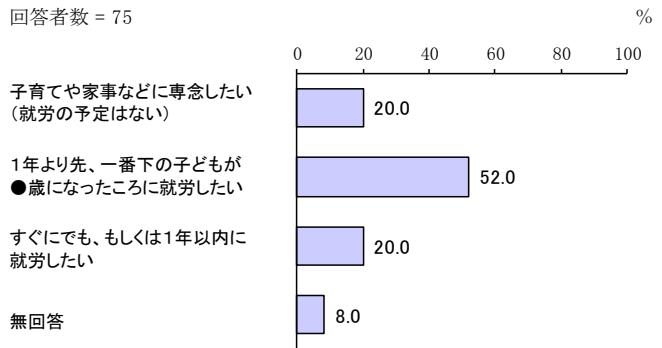
③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が55.2%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が31.0%となっています。



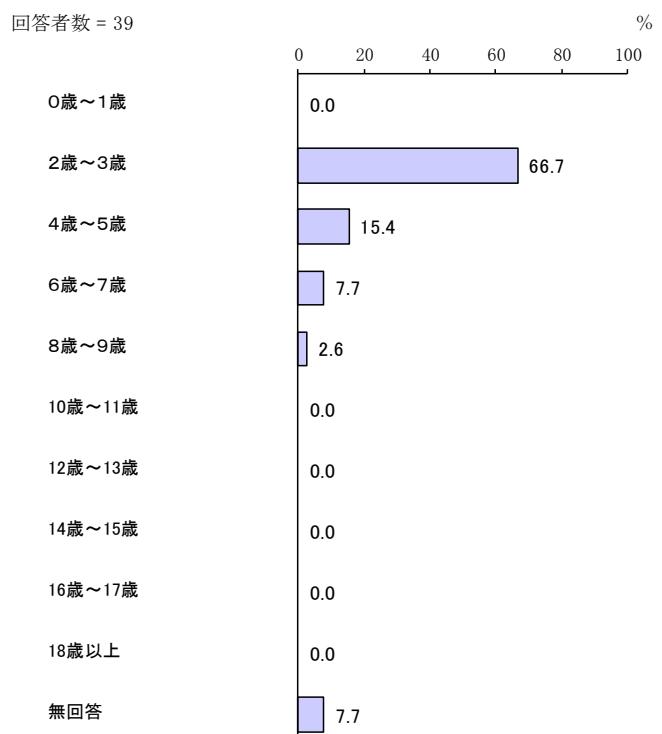
④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」の割合が52.0%と最も高く、次いで「子育てや家事等に専念したい（就労の予定はない）」、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」の割合が20.0%となっています。



⑤ 一番下の子どもが何歳になったころに就労したいか

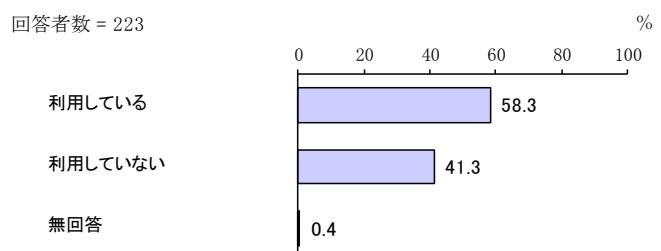
「2歳～3歳」の割合が66.7%と最も高く、次いで「4歳～5歳」の割合が15.4%となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について · · · · ·

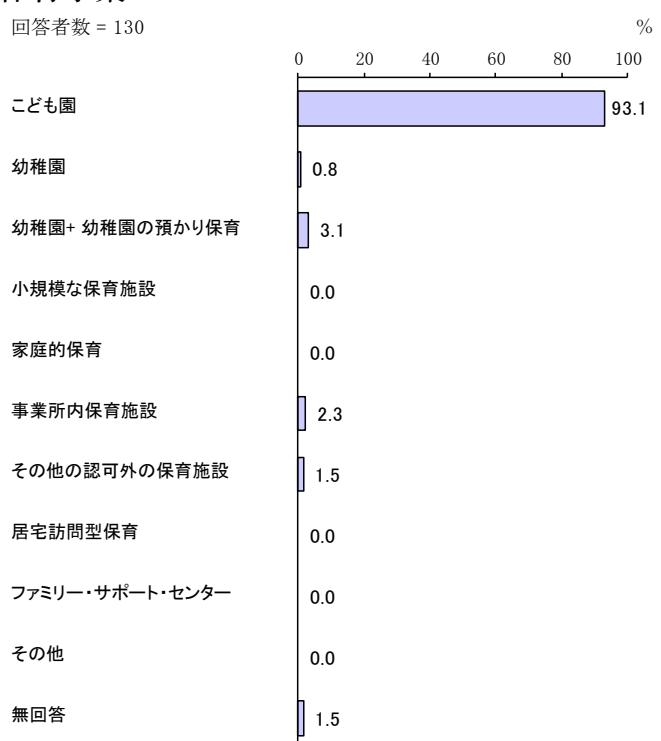
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が58.3%、
「利用していない」の割合が41.3%と
なっています。



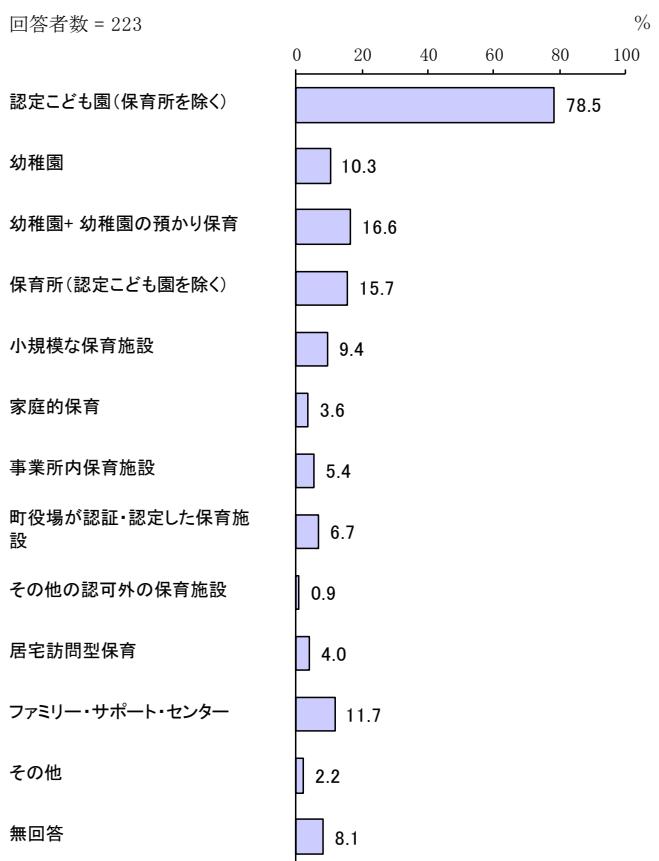
② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「こども園」の割合が93.1%と最も
高くなっています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

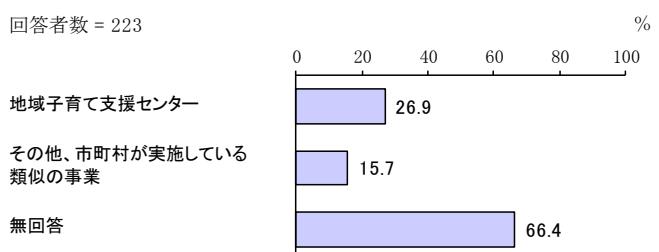
「認定こども園（保育所を除く）」の割合が78.5%と最も高く、次いで「幼稚園十幼稚園の預かり保育」の割合が16.6%、「保育所（認定こども園を除く）」の割合が15.7%となっています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について •••••

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

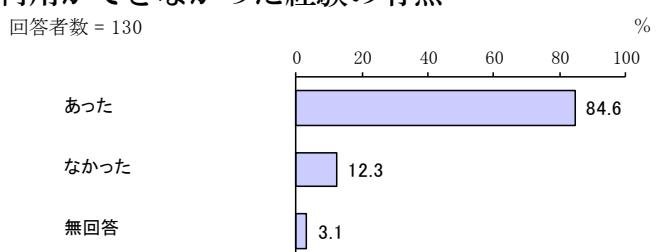
「地域子育て支援センター」の割合が26.9%、「その他、市町村が実施している類似の事業」の割合が15.7%となっています。



(4) 病気等の際の対応について •••••

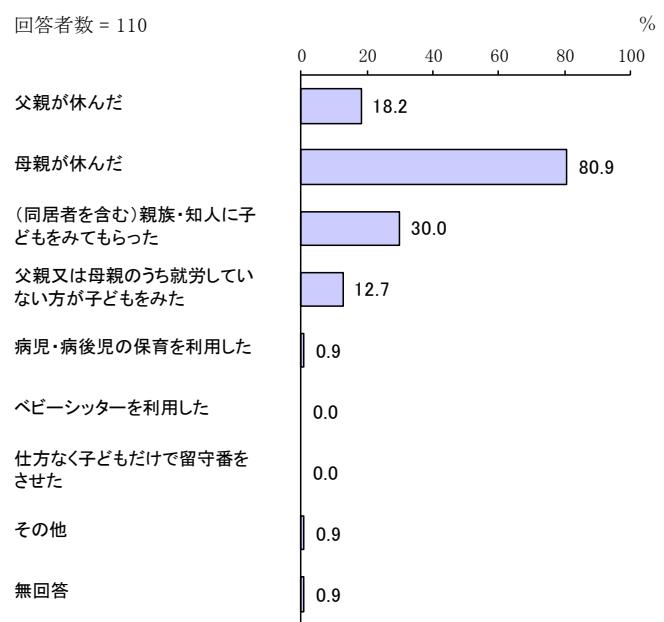
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が84.6%、「なかった」の割合が12.3%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

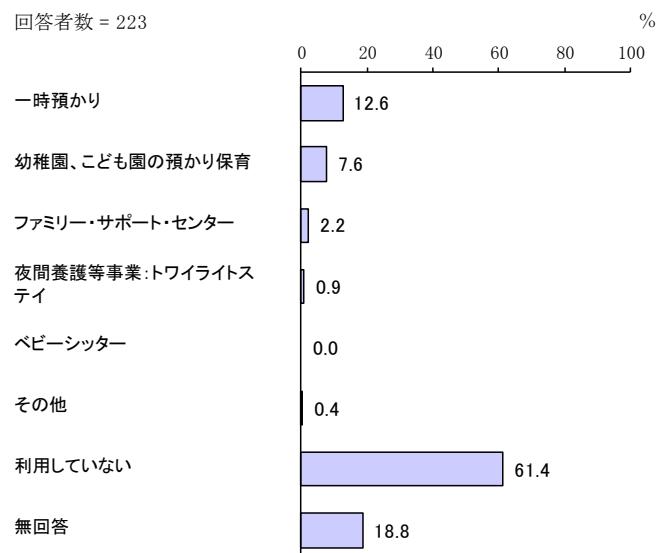
「母親が休んだ」の割合が80.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が30.0%、「父親が休んだ」の割合が18.2%となっています。



(5) 一時預かり等の利用状況について • • • • •

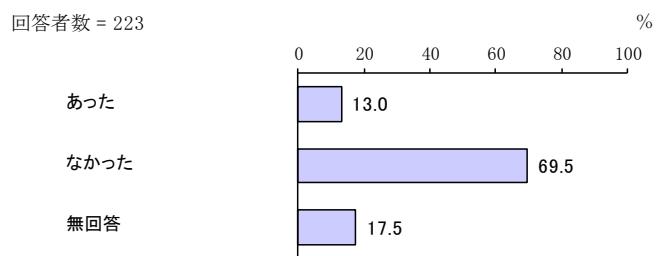
① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が61.4%と最も高く、次いで「一時預かり」の割合が12.6%となっています。



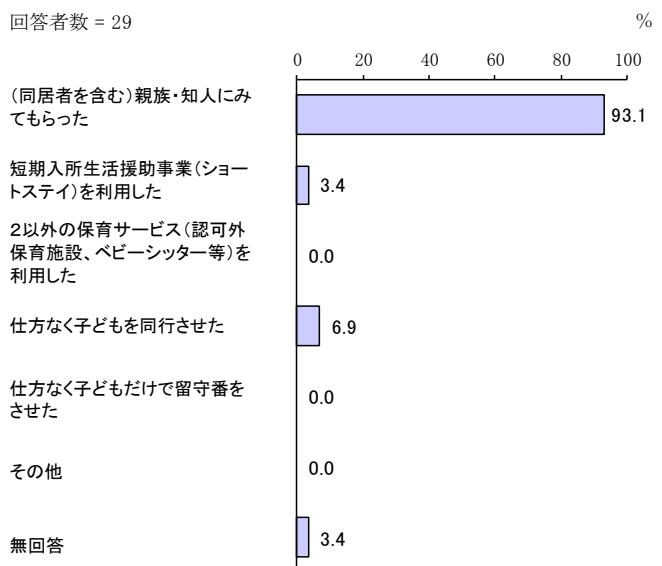
② 宿泊を伴う一時預かり等の有無

「あった」の割合が13.0%、「なかった」の割合が69.5%となっています。



③ 宿泊を伴う一時預かり等があった場合の対処方法

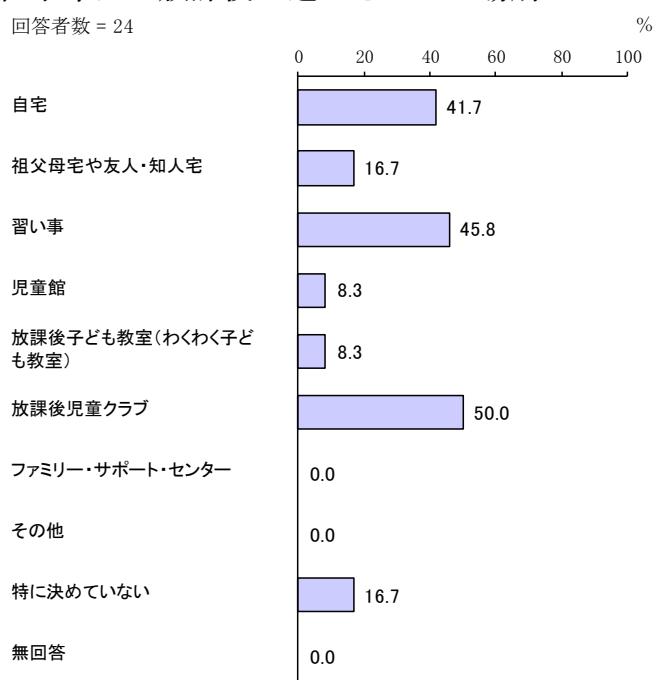
「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」の割合が93.1%と最も高くなっています。



(6) 小学校就学後の過ごさせ方について • • • • •

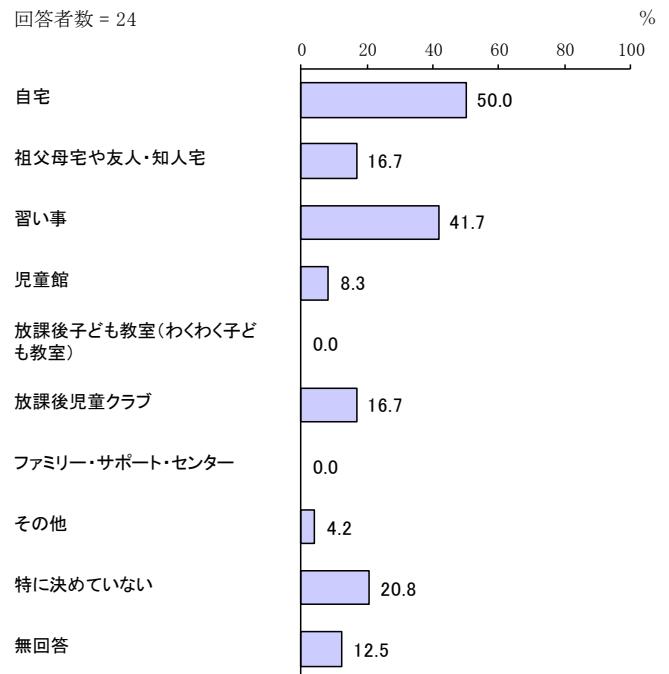
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ」の割合が50.0%と最も高く、次いで「習い事」の割合が45.8%、「自宅」の割合が41.7%となっています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

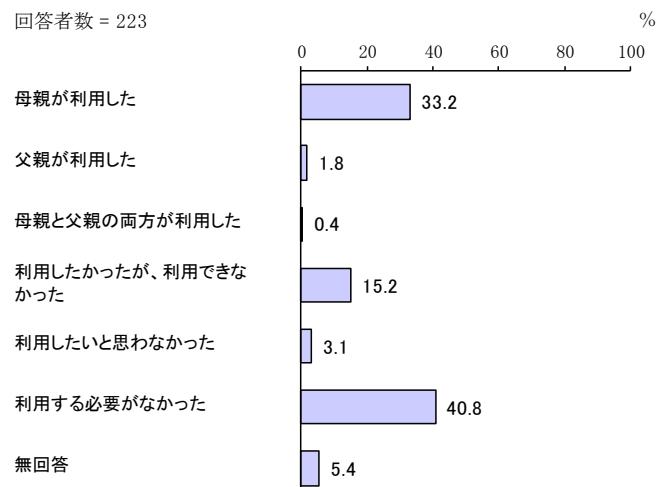
「自宅」の割合が50.0%と最も高く、次いで「習い事」の割合が41.7%、「特に決めていない」の割合が20.8%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について • • • • •

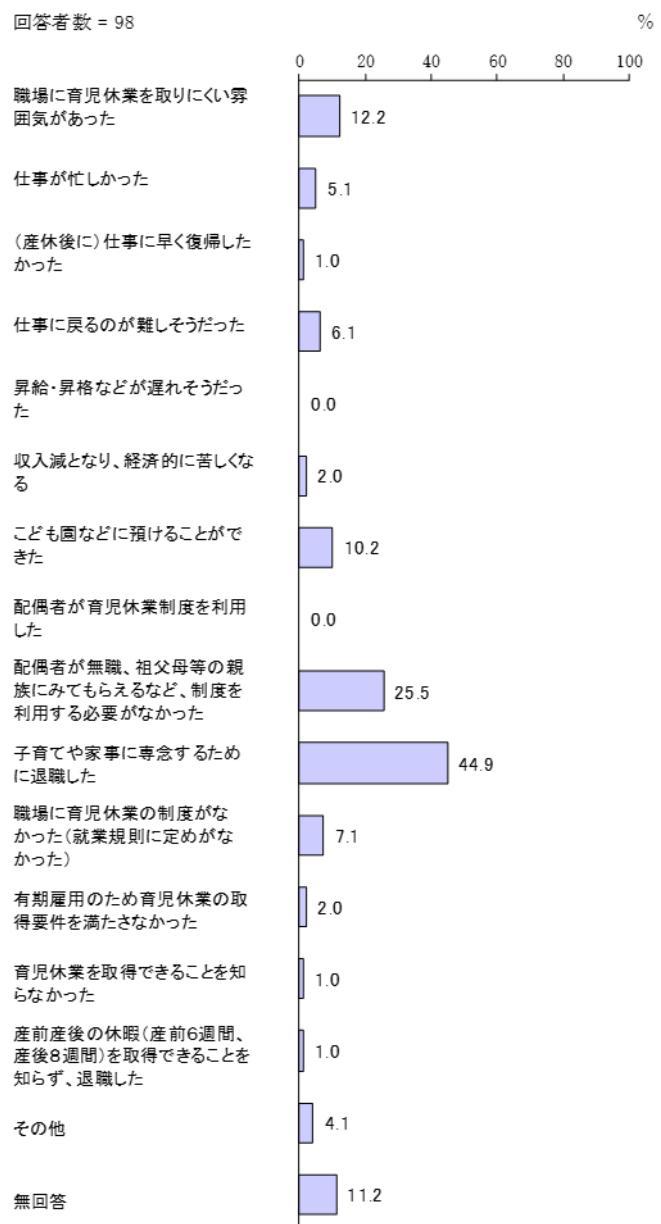
① 母親の育児休業の取得状況

「利用する必要がなかった」の割合が40.8%と最も高く、次いで「母親が利用した」の割合が33.2%、「利用したかったが、利用できなかった」の割合が15.2%となっています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するために退職した」の割合が44.9%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」の割合が25.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が12.2%となっています。



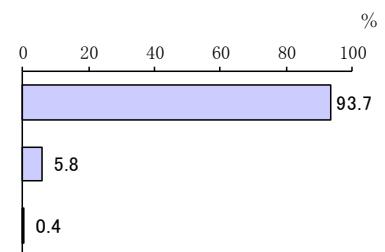
(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「はい」の割合が93.7%、「いいえ」の割合が5.8%となっています。

回答者数 = 223

はい
いいえ
無回答

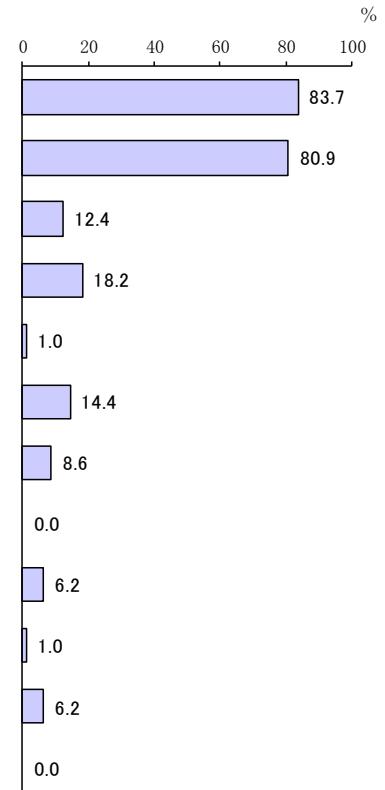


② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が83.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が80.9%、「子育て支援施設（子育て支援センター、児童館等）」の割合が18.2%となっています。

回答者数 = 209

祖父母等の親族
友人や知人
近所の人
子育て支援施設（子育て支援センター、児童館等）
子育て世代包括支援センター（ぶらっと）
保健センター
学校の先生
民生委員・児童委員
かかりつけの医師
教育委員会窓口
その他
無回答

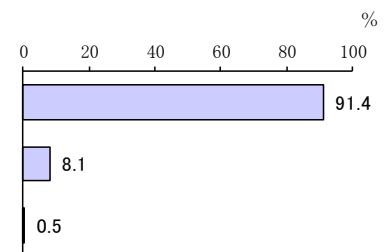


③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「はい」の割合が91.4%、「いいえ」の割合が8.1%となっています。

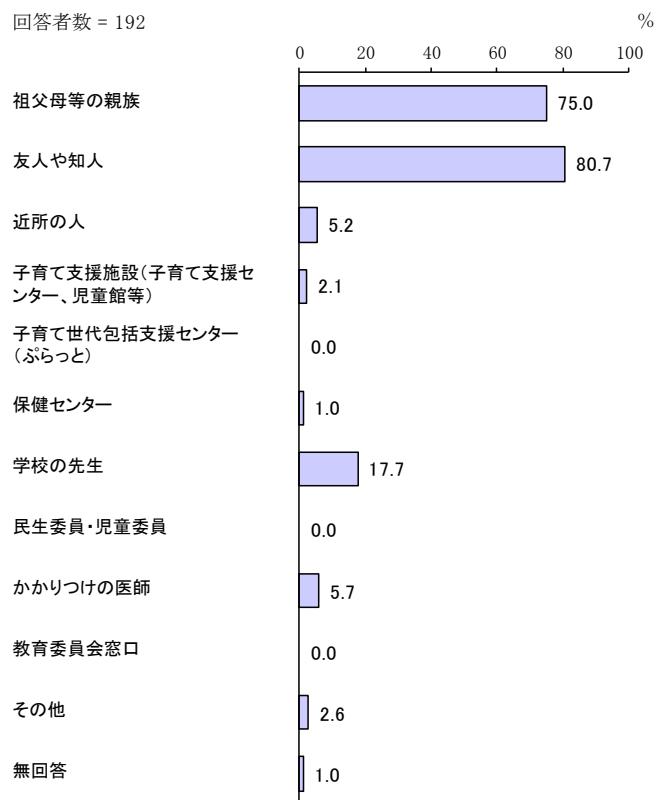
回答者数 = 210

はい
いいえ
無回答



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

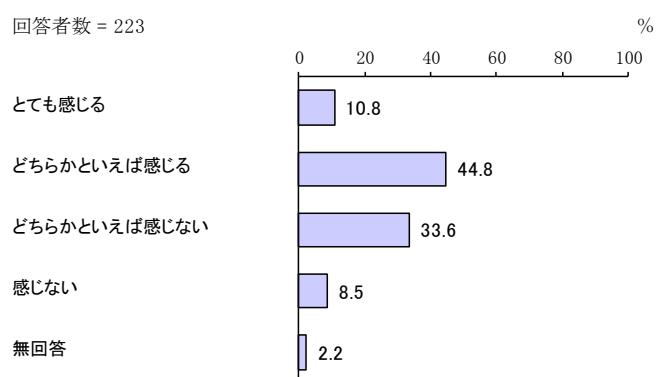
「友人や知人」の割合が80.7%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が75.0%、「学校の先生」の割合が17.7%となっています。



(9) 子育て全般について

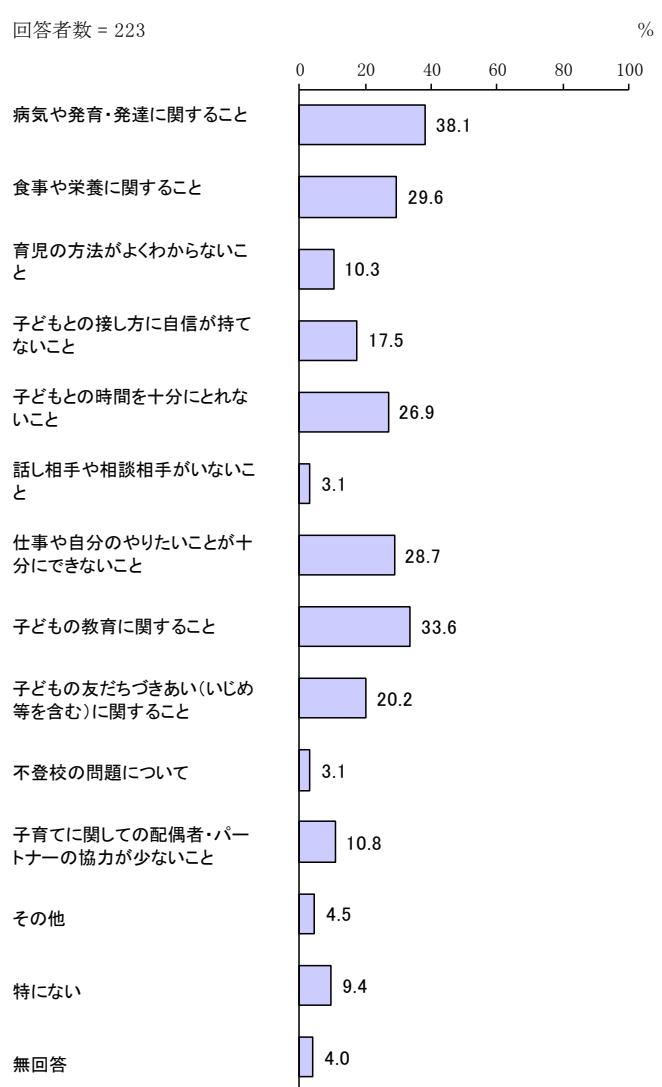
① 就学児童の保護者の子育てに関する不安感や負担感

「とても感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた“感じる”的割合が55.6%、「どちらかといえば感じない」と「感じない」を合わせた“感じない”的割合が42.1%となっています。



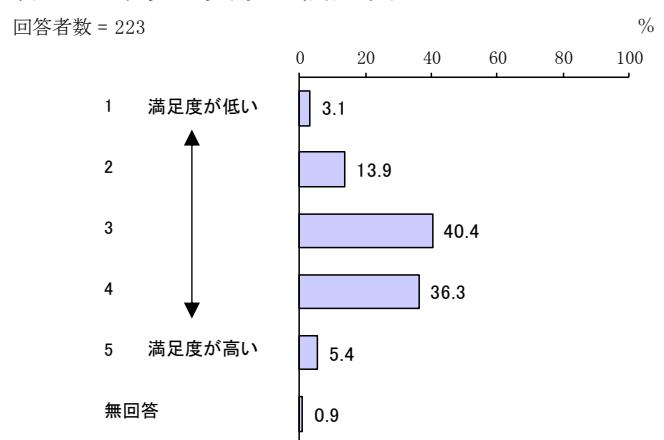
② 就学児童の保護者の子育てに関して、日常悩んでいること、気になること

「病気や発育・発達に関すること」の割合が38.1%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」の割合が33.6%、「食事や栄養に関すること」の割合が29.6%となっています。



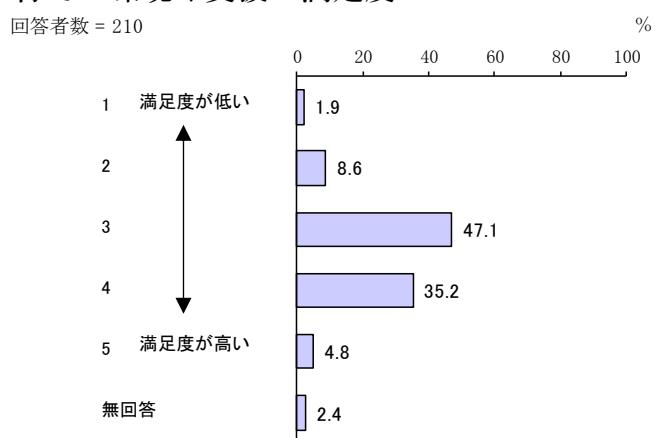
③ 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が40.4%と最も高く、次いで「4」の割合が36.3%、「2」の割合が13.9%となっています。



④ 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が47.1%と最も高く、次いで「4」の割合が35.2%となっています。



3 第2期計画策定に向けた課題

第1期川辺町子ども・子育て支援事業計画の基本目標に基づき、本町の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査結果を踏まえ、本町の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 子どもがのびのび育つまちづくり ······

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、こども園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。

一方、国においては、平成28年度のいじめの認知件数は32万3,143件であり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生している等、大きな課題となっています。

また、子どもは次代の親となるという認識のもと、幼少期から男女が協力して子どもを生み育てる意義や男女共同参画意識の醸成に努める必要がありますが、昨今では核家族化等により、これまでの生活体験の中で家事や育児の経験がない、あるいは身近で赤ちゃんが誕生し成長する姿を見る機会がないまま大人になってしまう人が増加しています。

さらに、中学生対象の赤ちゃんふれあい体験事業では、小さな子どもと触れ合う機会が「ない」と答える生徒が多くなってきた現状があります。

子どもが新生児の誕生に出会う感動や、乳幼児が愛らしく育つ姿を体験できる機会等、次代の親となることへの自覚を醸成するための事業を展開することが望まれています。

アンケート調査では、子育てに関して、不安や負担を感じる就学前保護者が約6割となっており、子どもの発育・発達に関する悩みがうかがえます。

子育てについて、日常悩んでいること、または気になることでは「病気や発育に関すること」が約4割、「子どもの教育に関するここと」「食事や栄養に関するここと」が3割前後で高い結果となっています。

子どもの社会性を育み、自主性や行動力を向上させ、健全な子育ちを図るために、自然や他人を思いやる心を育成するような取り組みが必要となっており、学校や家庭での勉強だけではなく、いろいろな体験活動の機会を提供することが求められています。

また、すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に参加できるようにするため、相談体制の充実や学校の内外を問わずにいじめが行われないよう、学校・行政・家庭・地域等、社会全体で取り組むことが必要です。

加えて、幼少期から男女平等の意識を持たせ、子どもに性別による固定的な役割分担意識を植え付けないように、こども園や幼稚園、小中学校等での教育活動に男女平等の視点を盛り込むとともに、保護者に対してもその必要性について啓発します。

また、思春期の子どもたちへの総合的な学習として、乳児と触れ合う機会を提供し、次代の親となることの意識の啓発に努めます。

(2) 子どもを楽しく育てるまちづくり ······

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最短の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

育児休業についても、全国的に女性の取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっています。

また、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

すべての子どもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のために児童発達支援を提供していくことが重要です。

アンケート調査では、就学前の未就労の母親の就労希望は約7割となっており、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後の過ごし方について、就学前では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低学年で約5割、高学年で約2割となっています。高学年では「放課後児童クラ

ブ〔学童保育〕」を希望する割合が低く、放課後児童クラブの適切なニーズを把握し、整備していく必要があります。

子どもの人口は減少しており、今後も減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により放課後の居場所や保育のニーズは増加している状況です。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

また、支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

加えて、障がいのある児童・生徒の個々の状況に応じたサポート体制を充実し、医療的ケア児・重度心身障害児に対する支援施策を推進していくことが重要です。

今後も、子どもの健やかな育ちのために、現在実施している妊娠から出産、乳幼児期と連続した支援に加え、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供の強化等、切れ目のない支援の充実を図るとともに、保護者の就労においては、働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが必要です。

（3）子どもを地域で育てるまちづくり ······

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながりを再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。

また、本町では、すべての町民がその人らしく自立した生活がおくれるよう、健やかで安心できる生活を目指し、高齢、障がい、子育て、健康の各分野においてともに支えあう健康で心豊かなまちづくりを目指しています。

しかしながら、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。若年世帯をいかに地域とつなげていくかが重要です。

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で933世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は669世帯で、核家族世帯の割合は71.7%と5年前に比べて増加しています。

アンケート調査結果によると、子育てについて気軽に相談できる人として、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の割合が8割を超えており、高くなっていますが、祖父母等の親族に子どもを預かってもらうことについては、相手の負担を考えて不安を抱える人も多くなっています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要であり、また、警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続して取り組むことで、子どもの大切な命を守ることが必要です。

その他にも、子育てのしやすい環境の拡大に向けて、子育てにおける祖父母等の役割は重要であり、地域の特性を活かし、祖父母等の子育ての学び直しの機会をつくり、祖父母等と協力した子育てをすすめることが必要です。また、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実もはかることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちづくりにつながります。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1

基本理念

本計画では、川辺町子ども・子育て支援事業計画の基本理念「すべての子どもが、良質な養育・保育・教育により、健やかに育つまち、『川辺』」を引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映します。



また、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備するとともに、これから川辺町を担う子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指します。

基 本 理 念

**すべての子どもが、良質な養育・保育・教育により、
健やかに育つまち、『川辺』**



2 基本的な視点

(1) 子ども視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) すべての子どもと家庭への支援の視点

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

(3) 親としての育ちの視点

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

3 基本目標

(1) 子どもがのびのび育つまちづくり

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していく環境づくりに努めます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く町民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性・社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化等、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

(2) 子どもを楽しく育てるまちづくり

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

(3) 子どもを地域で育てるまちづくり

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくり等、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策・施策の方向性]

すべての子どもが、良質な養育・保育・教育により、健やかに育つまち、『川辺』

1 子どもがのびの
び育つまちづくり

(1) 子育て意識の高揚
① 幼少期からの男女共同参画意識の醸成
② 次代の親の育成支援

(2) 子どもの人権擁護と相談体制の充実
① 児童虐待防止対策の充実
② いじめ・不登校児童等の対応の充実
③ 子どもの不安や悩み等への対応
④ 安心して子育てできるための支援の充実

(3) 子どもの健やかな成長を支える
教育・保育の推進
① 教育・保育の質的向上
② 家庭の教育力の向上
③ 障がい児の早期療育・教育体制の充実

2 子どもを楽しく
育てるまちづくり

(1) 仕事と子育ての両立支援
① 多様な保育サービスの充実
② 働きやすい職場環境の整備
③ 総合的な放課後対策の推進

(2) 配慮を必要とする家庭への支援
① 経済的負担の軽減
② 障がい児家庭への支援
③ ひとり親家庭の自立支援の充実

3 子どもを地域で
育てるまちづくり

(1) 安全・安心な生活環境の整備
① 子どもの遊び場の充実
② 子どもの安全の確保
③ 子育てバリアフリー環境の整備

(2) 身近な地域における交流活動の推進
① 子育て支援に関する情報提供と場所の確保
② 地域のふれあい・交流の促進

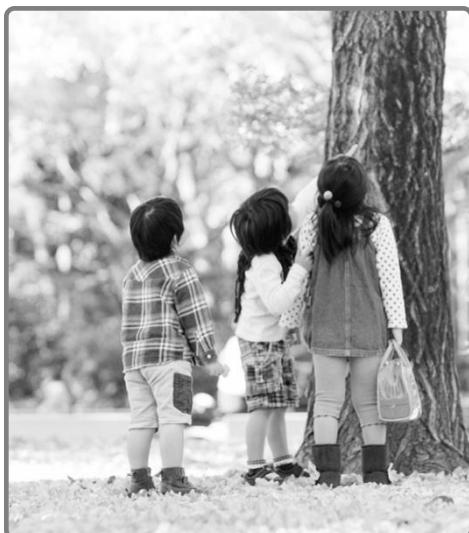


第4章 施策の展開

基本目標 1 子どもがのびのび育つまちづくり

基本施策（1）子育て意識の高揚 · · · · ·

① 幼少期からの男女共同参画意識の醸成



幼少期から男女平等、意識の醸成に努め、男女が支えあって社会を担っていくことの大切さや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を進めます。

こども園や学校等において、男女がそれぞれの特性を認め合い、人間として平等に扱う男女平等教育の推進と、そのための環境整備を進めていきます。また、家庭における男女平等教育の促進と育児環境への配慮を保護者へ働きかけます。

② 次代の親の育成支援

さまざまな情報の氾濫等によって、子どもを生み育てる意味が正しく認識されず、また子育てをどのようにしていくのかがわからないまま、親となってしまっているケースが多くなってきています。

次代の親となる世代が、将来子どもを生み育てたいと思えるよう、こども園や地域等において小学生や中学生、高校生や社会人等が乳幼児や子どもと交流できる機会の提供に努めます。

これから親になっていく人たちが、結婚や子どもを生み育てるに不安や負担感を抱かず、夢を持てるよう、啓発を進めています。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 赤ちゃんふれあい体験事業 | 核家族、少子化により、乳児とふれあう機会が少なくなった思春期の子どもたちに、赤ちゃんとふれあうことによって生命の尊さ・性の尊重を学んでもらいます。また、子どもの成長を見守る親の喜び・責任について、男女共に協力し家庭を築いていくことの大切さを学んでもらいます。 | 教育支援課 健康福祉課 |

基本施策（2）子どもの人権擁護と相談体制の充実

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、要保護児童対策地域協議会において、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。また、子ども虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わるさまざまな機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 被虐待児童の早期発見 | 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会、個別ケース検討会議等あらゆる機会を活用するとともに関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。 | 教育支援課 |
| 子どもの人権尊重の啓発推進 | 学校、こども園、青少年町民会議、人権擁護委員、その他関係団体が連携を図り、総合的に支援していきます。 | 教育支援課 生涯学習課 住民課 |

② いじめ・不登校児童等の対応の充実

いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、学校と保護者及びその他の関係機関との連携を強化し、一丸となっていじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進します。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| いじめ、不登校児童等の対応の充実 | 道徳教育に重点をおき、h y p e r - Q U (教育・心理検査)を継続して実施し、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高めるための授業や学校づくりに努めます。 | 教育支援課 |
| 情報モラル教育の充実 | いじめや犯罪の原因である携帯、スマホ、メール、S NS等の利用について情報モラル教育を充実します。 | 教育支援課 生涯学習課 |

③ 子どもの不安や悩み等への対応

子どもが困った時、悩んだ時に、相談できるよう、身近に相談できる環境を整備します。教職員等が子どもの悩みに気づき、適切に支援できるように研修を行い、また、子どものもとに出向いて啓発活動を行う等、子どもが相談しやすくなるように体制の充実を目指します。

【 主な取り組み 】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 精神的な不安や悩みを持つ児童・生徒への対応 | 現在、教育委員会内に「教育相談電話」を設置し、実施しています。 小・中学校においてスクールカウンセラーやスクール相談員による教育相談やアンケート調査を定期的に実施する等、子どもの心の相談の体制の充実を図ります。 | 教育支援課 |

④ 安心して子育てできるための支援の充実

子育て世代包括支援センター「ぷらっと」での相談体制を整え、子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制の充実に努めます。

【 主な取り組み 】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者的心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。 | 健康福祉課 教育支援課 |
| 養育支援訪問事業 | 乳幼児や児童の養育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師等が家庭訪問し、指導助言を行うことで虐待の発生予防に努めます。 | 教育支援課 |
| 子育て世代包括支援センター事業 | 妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要に応じて支援プランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。 | 教育支援課 |

基本施策（3）子どもの健やかな成長を支える教育・保育の推進・・・

① 教育・保育の質的向上

家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくため、こども園、学校が連携した質の高い教育・保育を提供し、子どもの健全育成の推進を図ります。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 学校教育の充実 | 「みつめ、かかわり、みがきあう」を教育の目標とし、心身ともに健康で郷土を愛する人間性豊かな子どもの姿を目指し、ふるさと教育、ボート体験、カヌー教室等、特色ある教育を推進します。 | 教育支援課 |
| こども園での教育・保育の充実 | 教育・保育内容の充実と保育教諭の資質向上に努めます。 | 教育支援課 |
| 心の教育の推進 | 学校、こども園等において、高齢者・障がい者・乳幼児等との交流機会を通して、他者を理解し、他者を思いやる心を培う教育・保育を推進します。 | 教育支援課 |

② 家庭の教育力の向上

子育てを行っている親が持てる力を発揮し、ともに喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てを行っていくよう、家庭の子育て力、教育力を強化する支援やそのための地域環境づくりを進めます。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 家庭教育学級等の充実 | 家庭教育の充実を図るため、こども園や学校の行事と連携して、課題にあった学習内容の見直しを図る等、ひとりでも多くの親への参加を呼びかけていきます。 | 生涯学習課 |
| 各機関との連携 | 子どもの発達段階に応じた課題を明確にし、連携して情報の提供、学習機会の提供、相談体制の整備を行っていきます。また、子育てしている親に寄り添いながら、わかりやすく利用しやすい支援を提供していきます。 | 教育支援課 |

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 親子のふれあいの推進 | <p>親子が時間を共有し、ふれあいを高めることを目的として、現在、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭の日ポスター等を作成して啓発しています。</p> <p>「家庭の日」の意義をPRし、家庭において親子が十分にふれあえる機会を多く持つことが、子どもの発達上重要であることを強く訴え、その啓発に努めます。</p> <p>特に学校、こども園、地域等でのあらゆる活動の場面で親子の共同体験活動を重視した活動（子育てサロン等）を取り組みます。</p> <p>広報誌等による情報提供によって、家庭教育力の向上に努めます。</p> | 生涯学習課 |

③ 障がい児の早期療育・教育体制の充実

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、障がいのある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、「川辺町障がい者計画」や「川辺町障がい福祉計画」等と連携しながら、障がいのある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。

【 主な取り組み 】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 障がい児教育の推進 | 「あそびの教室」、「おおぞら教室」、「こども園」で連携して障がいのある児童の療育、教育・保育を行い、小中学校の特別支援学級においても、障がい児の適切な教育が行えるよう専門の教師の配置に努めるとともに、通級による教育を推進します。 | 教育支援課 |
| 教育相談の推進 | おおぞら教室、こども園、学校、保健センター等の関連機関と連携を図りながら、障がい児に対する相談体制の充実に努めます。 | 教育支援課 |
| 盲・ろう・特別支援学校教育との連携 | 引き続き近隣の盲・ろう・特別支援学校との緊密な連携を図り、障がい児教育の充実に努めます。 | 教育支援課 |
| 児童発達相談事業の推進 | 子どもの状況について、小学校就学時に最も適した援助を考え、相談に応じる等、今後も相談事業の継続・充実に努めます。 | 教育支援課 |
| 児童発達支援事業 (おおぞら教室) の推進 | ことばの発達や発育に遅れや偏りのみられる子どもの成長と能力向上を、より良い環境で児童発達支援事業による支援を推進します。 | 教育支援課 |
| 障がいの早期発見、 相談の充実 | おおぞら教室、こども園、学校、保健センター等との連携を深めるとともに、様々な相談に対応できるよう専門スタッフの充実を図ります。また、各健診・相談未受診者に対しては、電話・訪問等で受診の呼びかけを行う等、保護者の育児不安の軽減や障がいの早期発見、早期治療につなげるための健診事業の充実に努めます。 | 教育支援課 健康福祉課 |

基本目標2 子どもを楽しく育てるまちづくり

基本施策（1）仕事と子育ての両立支援

① 多様な保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、低年齢児保育、一時預かり保育、病後児保育等のサービスを充実する等、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保等、保育の質の向上に向けた取組を推進します。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 保育サービスの充実 | 良好な保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、特色ある保育の実施に努めます。また、保育教諭への研修等の充実を図る等、資質の向上に努めます。 | 教育支援課 |
| 低年齢児保育の充実 | 引き続き町内3か所のこども園において低年齢児保育を実施します。 | 教育支援課 |
| 延長保育の充実 | 現在、町内3か所のこども園において早朝保育、19時までの延長保育を実施しています。19時までの希望は少ないものの、今後も、保護者の就業形態や就業時間の多様化等を踏まえ、利用者のニーズを見極めながら対応していきます。 | 教育支援課 |
| 一時預かり保育の充実 | 現在、第3こども園において一時預かり保育を実施しています。今後は利用者のニーズに伴い実施施設の拡充に努めます。 | 教育支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 定住自立圏域事業でファミリー・サポート・センター事業の共同実施をしています。円滑な事業運営と支援の充実を図るため、サポート・利用会員双方のバランスの良い会員の確保に努めます。 | 教育支援課 |
| 利用者支援事業 | 子育て世代包括支援センター「ぷらっと」を開設しました。教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるよう相談体制を整え支援を実施します。 | 教育支援課 |
| 障がい児保育の推進 | 職員及び、施設の整備、環境の充実を図る等、それぞれの障がい児に対して適切な援助ができるように努めます。また、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受ける等、適切な対応に努めます。 | 教育支援課 |
| 保育施設等の整備 | 幼児教育・保育施設については、教育・保育環境向上のため、施設整備を計画的に実施していきます。 | 教育支援課 |

② 働きやすい職場環境の整備

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けたさまざまな取組を推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内の役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

【 主な取り組み 】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 子育てしやすい職場環境の整備 | 育児休業制度の普及や休職中の親の職場復帰等を企業に働きかける等、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに努めます。 | 産業環境課 |
| 男女共同参画社会の理念の普及 | 男女がともに家庭と仕事を分かち合える生活や社会を築くために、学校、こども園等においての保護者を対象にした事業、生涯学習等の社会教育での事業、子育て支援センター、保健センター等での男女共同参画意識の普及・啓発の推進を図ります。また、町広報誌を活用する等、男女がともに家庭と仕事を分かちあえる意識の醸成に努めます。 | 企画課 |

③ 総合的な放課後対策の推進

「新・放課後子ども総合プラン」について、関係機関と協議し、子どもたちの放課後の遊びと学びの場として充実が図れるよう検討していきます。

【 主な取り組み 】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|-------------|---------------------------------|-------|
| 放課後児童クラブの充実 | 今後も利用者のニーズに合った放課後児童クラブの充実に努めます。 | 教育支援課 |

基本施策（2）配慮を必要とする家庭への支援

① 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在行っている施策を継続していくとともに、新たな支援の方策を検討します。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 乳幼児医療費の公費負担制度の継続 | 18歳の年度末まで拡充した乳幼児等、医療費の公費負担を継続し、引き続き乳幼児等の健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 | 住民課 |
| 不妊治療費助成 | 不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助しています。 | 健康福祉課 |
| 妊娠健康診査 | 妊娠健診に係る費用を（一人当たり14回分）助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図っています。 | 健康福祉課 |

② 障がい児家庭への支援

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|----------------|
| 地域療育のためのネットワークの充実 | 教育委員会・こども園・おおぞら教室・保健センター・その他関係機関が連携してネットワークを構築します。 | 教育支援課 健康福祉課 |
| 家族支援の充実 | 家庭訪問等を通じて個別的な相談・指導に努めます。また、障がいに対する住民の理解や協力を得るための啓発等の活動に努めます。 | 健康福祉課 教育支援課 |

③ ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都道府県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 主な取り組み 】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ひとり親家庭への経済的支援の推進 | ひとり親家庭に対する医療費の助成や、生活の自立を支援するための就業・生活資金や子どもの就学資金等を貸し付ける母子・寡婦福祉資金貸付制度の利用等を促進し、経済的な支援に努めます。 | 住民課 |
| ひとり親家庭への子育て支援の実施 | ひとり親家庭の親等が病気等のため一時的に保育サービスが必要になった場合、ショートステイやファミリー・サポート・センター等、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を図る等、ひとり親家庭の子育て支援に努めます。 | 教育支援課 |

基本目標3 子どもを地域で育てるまちづくり

基本施策（1）安全・安心な生活環境の整備

① 子どもの遊び場の充実

子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園等の積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|--------------|------------------------------------------------|-------|
| 安全な遊び場の維持・管理 | 公園等の遊び場において、子どもたちが安全で安心して遊ぶことのできるよう維持・管理を図ります。 | 基盤整備課 |

② 子どもの安全の確保

子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良等、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の児童生徒等に対する交通安全学習を推進します。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 交通安全対策の充実 | 子どもを交通事故から守るために、行政、地域、警察、こども園、学校等との連携を強化し、総合的な交通安全活動を進めます。また、地域・家庭内での事故防止に向け、あらゆる場を活用しながら安全啓発に努めます。 | 教育支援課 総務課 基盤整備課 |
| 通学路の安全確保 | 通学路交通安全推進協議会において、継続的に通学路の安全確保を図ります。 | 教育支援課 基盤整備課 総務課 |

③ 子育てバリアフリー環境の整備

公共施設、道路、公園等の整備には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、ベビーカーでの親子連れや、障がい者が利用しやすいようバリアフリー化を進めます。

【 主な取り組み 】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 子育てバリアフリーの推進 | 施設のバリアフリー化に努め、授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できる多目的トイレを設置する等、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。 | 教育支援課 総務課 基盤整備課 |
| こども園、小・中学校のバリアフリー推進 | 支援が必要な園児・児童生徒が利用しやすいよう必要に応じ、こども園、小学校、中学校の施設のバリアフリー化を推進していきます。 | 教育支援課 |

基本施策（2）身近な地域における交流活動の推進

① 子育て支援に関する情報提供と場所の確保

身近な地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における交流の場の確保や、地域の団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ちの応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

【主な取り組み】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ITを活用した情報提供 | 川辺町教育ポータルサイト、子育て支援アプリ「すくすくかわっこ」等を活用し、子育て支援センター、児童館、保健センター等の子育て情報の提供、あるいはメールによる相談等に対応できるよう努めます。 | 教育支援課 健康福祉課 |
| 子育て支援センターの充実 | 現在、第3こども園内に「子育て支援センター」を設置しており、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供や学習機会の提供、子育てサークル等の育成・支援、また、関係機関との連絡調整等の事業を行っています。今後も地域における子育て支援活動の拠点となる子育て支援センターの充実を図ります。 | 教育支援課 |
| 子育て世代包括支援センター「ぶらっと」の充実 | 子育てをめぐる環境は大きく変化しており、親の持つ子育て上の不安や悩みも多様化しています。妊娠期から子育て期まで福祉・保健・教育等に携わる各関係機関がその子どもや家族の個別的課題を共有し、連携して最も適した援助を一体的、総合的に提供できるよう努めます。 | 教育支援課 |
| 子ども家庭総合支援拠点の設置 | 要保護児童対策地域協議会において、子育て世代包括支援センターと連携し、児童虐待を含むすべての子ども・家庭の相談に対応できるよう、こども支援の専門性を持った相談体制を整えます。 | 教育支援課 |
| 園庭開放推進 | 町内3か所のこども園で定期的に園庭開放日を定め、家庭で子育てをする親子の遊びや異年齢児との交流、親同士の交流、子育て相談の場としています。今後も一層の拡大に取り組みます。 | 教育支援課 |
| 地域で子育てを支えるための体制整備 | 子育て支援センターとも連携して、子育てサークルの育成・支援に努めるとともに、民生児童委員等と協力し地域活動を強化して、地域住民による子育て支援活動の推進を図ります。 | 教育支援課 健康福祉課 |

② 地域のふれあい・交流の促進

地域に住む子どもたちをはじめ、地域に住む大人たちも参加できる異年齢や世代間交流の機会等を充実し、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力を育むことができる環境づくりを進めます。

【 主な取り組み 】

| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 児童館活動の推進 | 今後とも、ボランティア、保護者、住民等の積極的な協力を得て児童館活動の推進に努めます。 | 教育支援課 |
| 子どもの地域活動・ボランティア活動の充実 | 各地区の子ども会活動を活性化させるためには、企画段階から子どもの参画が必要です。そのため、高学年児童をインリーダー研修会等への参加を促します。また、こうした各種研修会への参加により積極性や協調性を育て、子ども会のリーダーとしての資質を養います。 | 生涯学習課 |
| こども園地域活動事業の実施 | これまででも高齢者との世代間交流や異年齢児交流、子育て家庭育児講座等を開催してきました。今後も交流団体によるカリキュラム、年間計画を立て、ともに育ち合える交流の実施を促進します。 | 教育支援課 |
| 子どもの居場所づくり | わくわく子ども教室等の枠を拡大していくとともに、新規教室募集を行う等、教室運営の幅を広げていきます。児童館等、他施設との連携を図る等、参加者の増加につながるよう体制の整備に努めます。また、地域の情報を集め、人材発掘に努めます。 | 教育支援課 生涯学習課 |
| 地域健全育成活動の推進 | 子どもの活躍の場を増やすとともに、子どもたちの主張に対して町が取り組んだ活動等の報告も検討していきます。また、地区で活躍している子どもの実践発表や地区の特徴的な活動の紹介等、発表内容を増やすための検討をしていきます。 | 生涯学習課 |



第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「第1期川辺町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズ

の状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を1つの区域と定めました。本計画においても、この考え方を踏襲し、町全域を1つの区域とします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目

子ども・子育て支援事業計画に定める次の1～12の事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

| | 認定区分 | 対象事業 | | 事業の対象家庭 | 調査対象年齢 |
|---|------|----------|---------------------|--------------------|-----------------|
| 1 | 1号認定 | 教育標準時間認定 | 幼稚園・認定こども園 | 専業主婦(夫)家庭就労時間の短い家庭 | 3～5歳 (3歳以上児) |
| | 2号認定 | 保育認定 | 幼稚園 | 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭 | |
| | | 保育認定 | 認定こども園・保育園 | ひとり親家庭、共働き家庭 | |
| | 3号認定 | 保育認定 | 認定こども園・保育園 地域型保育 | ひとり親家庭、共働き家庭 | 0～2歳 (3歳未満児) |

【 地域子ども・子育て支援事業の量の項目 】

| | 対象事業 | 対象家庭 | 調査対象年齢 |
|----|-----------------------------------|-------------------------|---------------|
| 1 | 延長保育事業 | ひとり親家庭、共働き家庭 | 0～5歳 |
| 2 | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | ひとり親家庭、共働き家庭 | 1～6年生 |
| 3 | 子育て短期支援事業 (ショートステイ及びトワイライトステイ) | すべての家庭 | 0～18歳 |
| 4 | 地域子育て支援拠点事業 | すべての家庭 | 0～2歳 |
| 5 | 一時預かり事業 (認定こども園における一時預かり) | ひとり親家庭、共働き家庭 | 0～5歳 |
| 6 | 病児保育事業 (病児・病後児保育事業) | ひとり親家庭、共働き家庭 | 0～5歳 1～6年生 |
| 7 | ファミリー・サポート・センター事業 | すべての家庭 | 0～5歳 1～6年生 |
| 8 | 利用者支援事業 | すべての家庭 | |
| 9 | 妊婦健康診査事業 | すべての妊婦 | |
| 10 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児がいる すべての家庭 | |
| 11 | 養育支援訪問事業 | 養育支援訪問事業を必要とする 家庭 | |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 低所得の家庭 | 3～5歳 |

(2) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



【家庭類型について】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」といい、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”的種類ごとに算出します。

| 父 母 | 母 母 | ひ と り 親 | フルタイム就労 (産休・育休含む) | パートタイム就労(産休・育休含む) | | | 未就労 |
|-----|-----|---------|----------------------|-------------------|---------------|------------|------|
| | | | | 120時間以上 | 120時間未満64時間以上 | 64時間未満 | |
| 父 母 | 父 母 | ひ と り 親 | フルタイム就労 (産休・育休含む) | | | | |
| 父 母 | 父 母 | ひ と り 親 | タイプA | | | | |
| | | | フルタイム就労 (産休・育休含む) | タイプB | タイプC | タイプC' | |
| | | | 120時間以上 | タイプC | タイプE | | |
| | | | 120時間未満 64時間以上 | 《保育の必要性あり》 | | | タイプD |
| | | | 64時間未満 | タイプC' | タイプE' | 《保育の必要性なし》 | |
| | | | 未就労 | | タイプD | | タイプF |

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 - タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下旬時間未満+下限時間～120時間の一部）
 - タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下旬時間未満+下限時間～120時間の一部）
 - タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
- ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、令和2年度をピークに減少していくことが見込まれます。

| 年齢 | 令和2年 | 令和3年度 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----|------|-------|------|------|------|
| 0歳 | 70 | 70 | 69 | 68 | 66 |
| 1歳 | 78 | 72 | 72 | 71 | 70 |
| 2歳 | 84 | 82 | 76 | 76 | 75 |
| 3歳 | 71 | 87 | 85 | 79 | 79 |
| 4歳 | 86 | 72 | 88 | 86 | 80 |
| 5歳 | 91 | 86 | 72 | 88 | 86 |
| 6歳 | 99 | 91 | 86 | 72 | 88 |
| 7歳 | 75 | 99 | 91 | 86 | 72 |
| 8歳 | 87 | 75 | 99 | 91 | 86 |
| 9歳 | 84 | 86 | 75 | 99 | 90 |
| 10歳 | 95 | 84 | 86 | 75 | 99 |
| 11歳 | 83 | 96 | 85 | 87 | 76 |

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【令和2年度】

| | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
|--------------------|-------------------------------------|-------|------|------|-----|
| | | 教育を希望 | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 248人 | | 162人 | 70人 |
| 量の見込み（A） | 65人 | 0人 | 175人 | 65人 | 5人 |
| 確保量 | | | | | |
| 特定教育 ・保育施設 | 幼稚園、保育所、 認定こども園 | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 |
| 確認を受け ない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | — | — | — |
| 特定地域型 保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | — | — | — | — |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — |
| 認可外 保育施設 | 認証保育所等 上記以外の施設 | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 | 7人 |
| 過不足（C） = （B） - （A） | 15人 | 0人 | 21人 | 12人 | 2人 |

【令和3年度】

| | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
|--------------------|-------------------------------------|-------|------|------|-----|
| | | 教育を希望 | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 245人 | | 154人 | 70人 |
| 量の見込み（A） | 70人 | 0人 | 170人 | 65人 | 5人 |
| 確保量 | | | | | |
| 特定教育 ・保育施設 | 幼稚園、保育所、 認定こども園 | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 |
| 確認を受け ない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | — | — | — |
| 特定地域型 保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | — | — | — | — |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — |
| 認可外 保育施設 | 認証保育所等 上記以外の施設 | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 | 7人 |
| 過不足（C） = （B） - （A） | 10人 | 0人 | 26人 | 12人 | 2人 |

【令和4年度】

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
|--------------------|-------------------------------------|------|-------|------|------|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 245人 | | | 148人 | 69人 |
| 量の見込み（A） | | 70人 | 0人 | 170人 | 65人 | 5人 |
| 確保量 | | | | | | |
| 特定教育 ・保育施設 | 幼稚園、保育所、 認定こども園 | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 | 7人 |
| 確認を受け ない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | — | — | — | — |
| 特定地域型 保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | — | — | — | — | — |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — | — |
| 認可外 保育施設 | 認証保育所等 上記以外の施設 | — | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 | 7人 |
| 過不足（C） = （B） - （A） | | 10人 | 0人 | 26人 | 12人 | 2人 |

【令和5年度】

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
|--------------------|-------------------------------------|------|-------|------|------|-----|
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 253人 | | | 147人 | 68人 |
| 量の見込み（A） | | 70人 | 0人 | 178人 | 65人 | 5人 |
| 確保量 | | | | | | |
| 特定教育 ・保育施設 | 幼稚園、保育所、 認定こども園 | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 | 7人 |
| 確認を受け ない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | — | — | — | — |
| 特定地域型 保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | — | — | — | — | — |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — | — |
| 認可外 保育施設 | 認証保育所等 上記以外の施設 | — | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 | 7人 |
| 過不足（C） = （B） - （A） | | 10人 | 0人 | 18人 | 12人 | 2人 |

【令和6年度】

| | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
|--------------------|-------------------------------------|-------|------|------|-----|
| | | 教育を希望 | 左記以外 | 1・2歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 245人 | | 145人 | 66人 |
| 量の見込み（A） | 70人 | 0人 | 170人 | 65人 | 5人 |
| 確保量 | | | | | |
| 特定教育 ・保育施設 | 幼稚園、保育所、 認定こども園 | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 |
| 確認を受け ない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | — | — | — |
| 特定地域型 保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | — | — | — | — |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — |
| 認可外 保育施設 | 認証保育所等 上記以外の施設 | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | 80人 | 0人 | 196人 | 77人 | 7人 |
| 過不足（C） = （B） - （A） | 10人 | 0人 | 26人 | 12人 | 2人 |

【今後の方向性】

0～2歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保にあたっては、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、保育教諭の配置変更等、柔軟な受入体制を整備し確保を図ります。

3歳以上の保育ニーズは現行の町内こども園3か所で定員を確保できると思われますが、今後も保育教諭の人材確保対策の充実等、教育・保育の質の担保・向上を図ります。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

【概要】

教育・保育認定を受けた子どもの通常の利用時間以外において、こども園において延長保育を実施する事業です。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 実施か所数 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 実施か所数 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |
| 確保策（B） | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 差引（B） - （A） | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【今後の方向性】

延長保育事業対応時間に保育教諭の配置をすることで、教育・保育施設の実利用定員分の提供が可能です。

保護者の希望により町内こども園3か所で実施しており、今後も継続して、利用者のニーズを注視しながら事業の充実を図っていきます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 76人 | 76人 | 122人 | 122人 |
| 実施か所数 | 2か所 | 3か所 | 3か所 | 4か所 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 101人 | 130人 | 130人 | 130人 | 130人 |
| 1年生 | 36人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 2年生 | 29人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 3年生 | 25人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 4年生 | 8人 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 |
| 5年生 | 3人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 6年生 | 0人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 確保策（B） | 140人 | 140人 | 140人 | 140人 | 140人 |
| 1年生 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 2年生 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 3年生 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 4年生 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 |
| 5年生 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 6年生 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 差引（B）-（A） | 39人 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 |

【今後の方向性】

子ども・子育て支援制度では、留守家庭の6年生までの児童を対象に実施することとされており、町としても必要とする児童が利用できるようすべての小学校区に放課後児童クラブを開設し、受け入れ体制を確保しています。

また、土曜日・長期休暇を含む利用者ニーズの把握を的確に行い、安定したサービス提供を行っていきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 実施か所数 | 0か所 | 0か所 | 2か所 | 2か所 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| 確保策（B） | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| 差引（B） - （A） | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

【今後の方向性】

現在2か所の施設と委託契約を締結しており、必要に応じた対応ができると考えます。

令和元年度までに利用者はありませんが、さまざまな家庭の状況に対応できるよう、今後も子育て支援の事業の一つとして確保していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 6,425人 | 7,331人 | 6,165人 | 6,691人 |
| 実施か所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（A） | 7,000人 | 7,000人 | 7,000人 | 7,000人 | 7,000人 |
| 確保策（B） | 7,000人 | 7,000人 | 7,000人 | 7,000人 | 7,000人 |
| 差引（B） - （A） | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【今後の方向性】

乳幼児の遊びの場であり、保護者の相談・情報を得る場として定着しており、利用ニーズは、現状程度の見込みとなっています。今後も子育て支援事業の一つとして継続し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等、実施内容や活動内容について周知啓発し、より利用しやすい運営に努めます。

(5) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として
扈間に、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、
必要な保護を行う事業です。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 241人 | 544人 | 460人 | 481人 |
| 実施か所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 500人 | 600人 | 600人 | 600人 | 600人 |
| 実施か所数 | 1か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 確保策（B） | 500人 | 600人 | 600人 | 600人 | 600人 |
| 差引（B） - （A） | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【今後の方向性】

今後も一時預かりに対応するニーズは高いと予想されるため、第1・第2こども園における実施の検討、第3こども園での受け入れ体制の拡充等、環境を整備していく必要があります。

各保育施設等の実施状況や体制等を改めて検証しながら事業の拡充を推進していきます。

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） · · · · ·

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 0人日 | 4人日 | 2人日 | 2人日 |
| 実施か所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 3か所 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| 実施か所数 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |
| 確保策（B） | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 | 10人日 |
| 差引（B） - （A） | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

【今後の方向性】

町内において病児保育に対応可能な施設がないため、引き続き可児市・坂祝町との広域協定により実施します。

また、保護者の経済的な負担軽減を図るため、多子世帯（3人以上の児童を養育する世帯）の病児・病後児保育の利用料無料化を継続します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 13人 | 18人 | 28人 | 121人 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 75人 | 75人 | 75人 | 75人 | 75人 |
| 就学前児童 | 50人 | 50人 | 50人 | 50人 | 50人 |
| 小学生 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 |
| 確保策（B） | 75人 | 75人 | 75人 | 75人 | 75人 |
| 就学前児童 | 50人 | 50人 | 50人 | 50人 | 50人 |
| 小学生 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 |
| 差引（B） - （A） | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【今後の方向性】

みのかも定住自立圏事業として行っています。

核家族やひとり親家庭等のサポートが必要な家庭は常にあり、今後も事業の必要性があることから、ニーズに対応できるよう事業を実施します。

また、急な依頼に対応できる体制づくりや、必要に応じて事前に登録を勧める等、見通しを持った利用ができるよう進めていきます。

(8) 利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 設置か所数 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 基本型・特定型 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 母子保健型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 確保策（B） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 基本型・特定型 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 母子保健型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 差引（B）-（A） | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |

【今後の方向性】

令和元年度より子育て世代包括支援センターで事業を開始しています。今後も、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、子育て支援ネットワークの拠点として体制を充実していきます。

(9) 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 868人 | 777人 | 830人 | 904人 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 896人 | 896人 | 882人 | 882人 | 868人 |
| 確保策（B） | 896人 | 896人 | 882人 | 882人 | 868人 |
| 差引（B） - （A） | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【今後の方向性】

健診費用の助成により適切に医療機関受診ができているため、今後は受診結果による保健指導の充実を検討します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 • • • • •

【概要】

保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問件数 | 60件 | 60件 | 62件 | 65件 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 70件 | 70件 | 69件 | 68件 | 66件 |
| 確保策（B） | 70件 | 70件 | 69件 | 68件 | 66件 |
| 差引（B） - （A） | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

【今後の方向性】

遠方への里帰りが長期間になる対象者について、乳児期に利用できるサービス（里帰り先での予防接種等）の検討が必要と考えられます。また、継続的に支援が必要なケースについては、子育て世代包括支援センターが主となり、保健センターと連携しながら対応していきます。

(11) 養育支援訪問事業 • • • • •

【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【現状】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問件数 | 13件 | 19件 | 34件 | 53件 |

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 50件 | 50件 | 52件 | 52件 | 53件 |
| 確保策（B） | 50件 | 50件 | 52件 | 52件 | 53件 |
| 差引（B） - （A） | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

【今後の方向性】

特定妊婦等、養育支援が特に必要であると判断した家庭が増えてきています。今後も専門的な相談指導・助言等を行いながら、切れ目のない支援を行っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

子育てのための施設等、利用給付認定を受け、幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行）を利用している子どものうち、所得が一定未満の額である世帯や多子世帯の負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、園で提供される給食費の一部を補助する事業です。

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（A） | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 確保策（B） | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 差引（B） - （A） | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【今後の方向性】

所得が一定未満の額である世帯等の負担軽減のため、継続して実施します。



第6章

教育・保育及び子ども・ 子育て支援事業の推進方策

1 教育・保育の一体的提供及び推進

(1) 認定こども園の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。本町では、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情と施設整備状況を踏まえ、平成29年度より公立の3つの保育所を保育を必要としない子どもも受け入れる認定こども園へ移行しており、今後も保護者のニーズを把握し、保護者の就労状況等に対応できる体制の整備を図ります。

(2) 幼保・小連携の推進

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連續性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、認定こども園と小学校との連携を推進します。

こども園と小学校が、それぞれの段階における役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場を設け、連携の強化に努めます。

さらに、各学校・こども園間の連絡・調整を積極的に進め、幼保小連携教育を継続実施し、円滑な接続に向けての接続カリキュラムや教育・保育内容の工夫を図るとともに、職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連續性を踏まえた教育・保育を推進します。

また、就学に向けて、こども園の園児と小学生との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解等、積極的な連携を図ります。

(3) 保育教諭等の資質向上のための支援

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、保育教諭等の合同研修等に対して支援を行います。

(4) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施していきます。

また、すべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、妊娠・出産

期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保や相談体制の充実、適切な情報提供、安全・安心な子育て環境づくり等、一人ひとりの子どもが健全に成長していくため支援します。

（5）教育・保育施設、地域型保育事業等の役割と連携

・・・・・

認定こども園、地域型保育事業等は、相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られます。広域利用で町外の地域型保育事業等を利用した子どもが、切れ目なく適切に教育・保育給付、子育ての施設等、利用給付を受けることができるよう、関係機関との十分な情報共有及び連携を行い、支援の充実を図ります。

2 総合的な放課後対策の推進

すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと児童館等との連携を推進します。

(1) 放課後児童クラブと児童館等との連携 • • • • •

国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブを利用する児童を含めてすべての希望する小学生が、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう児童館等との連携を推進します。

(2) 教育委員会と関係機関との連携 • • • • •

総合的な放課後対策を推進するため教育委員会と関係機関が連携を深め、学校施設等の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。



第7章 計画の進行管理

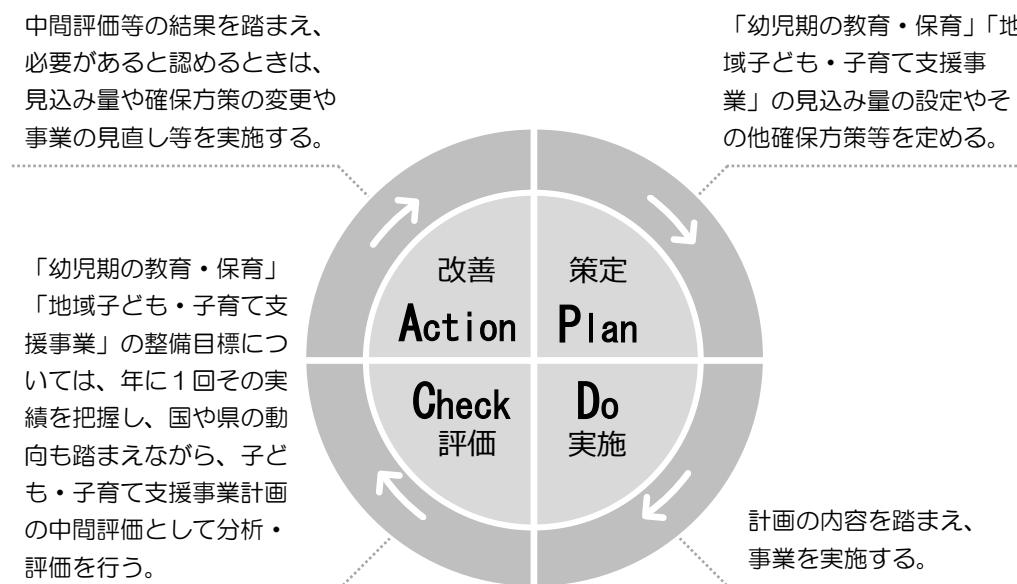
1 計画の達成状況の点検及び評価

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「川辺町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

なお、5章の「教育・保育の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

PDCAサイクルのプロセスのイメージ



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



參考資料

1 川辺町子ども・子育て会議設置条例

平成27年3月20日

条例第16号

(設置)

第1条 本町は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、川辺町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和30年川辺町条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に招集される会議は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

2 川辺町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

| 氏名 | 所属等 | 備考 |
|--------|------------------------|-------------|
| 亀山 実香 | 未就園児保護者代表（乳幼児学級） | |
| 長尾 麻美 | 就園児保護者代表（川辺町第3こども園） | |
| 平岩 佳奈 | 就学児保護者代表（川辺西小学校） | |
| 長尾 佳子 | 公営こども園長代表（川辺町第1こども園） | |
| 坪内 崇 | 民営こども園長代表（川辺町第3こども園） | |
| 梅村 千恵美 | 小学校長代表（川辺東小学校） | |
| 土屋 文子 | 母子保健推進員代表 | |
| 大脇 香美 | 教育委員代表 | |
| 長谷部 幸子 | 民生委員・児童委員協議会代表（主任児童委員） | 令和元年12月1日から |
| 櫻井 愛里子 | | |
| 水野 純明 | 元学校長 | |

3 子ども・子育て会議の開催経過

| 開催日時 | 検討内容 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年8月29日 | 令和元年度 第1回川辺町子ども・子育て会議 ・平成30年度までの子育て支援事業の実績と令和元年度からの取り組みについて ・第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画作成について |
| 令和元年8月29日 ～9月30日 | 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施 就学前児童（0～5歳）の保護者 配布366通 有効回答数223通 有効回答率60.9% 小学生児童（6～11歳児）の保護者 配布396通 有効回答数210通 有効回答率53.0% |
| 令和元年12月24日 | 令和元年度 第2回川辺町子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果について ・第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画（素案）について |
| 令和2年1月22日 | 令和元年度 第3回川辺町子ども・子育て会議 ・第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画（案）について |
| 令和2年1月28日 ～2月21日 | 第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見募集（パブリックコメント）実施 |

4 用語解説

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となつた児童を保育所の医務室等において 看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【や行】

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るために、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 岐阜県 川辺町 教育委員会 教育支援課
〒 509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4
TEL 0574-53-2650 FAX 0574-53-6006
